

令和3年第1回足寄町議会定例会議事録（第2号）

令和3年3月16日（火曜日）

◎出席議員（13名）

1番 多治見 亮 一 君	2番 高 道 洋 子 君
3番 進 藤 晴 子 君	4番 榊 原 深 雪 君
5番 田 利 正 文 君	6番 熊 澤 芳 潔 君
7番 高 橋 健 一 君	8番 川 上 修 一 君
9番 高 橋 秀 樹 君	10番 二 川 靖 君
11番 木 村 明 雄 君	12番 井 脇 昌 美 君
13番 吉 田 敏 男 君	

◎欠席議員（0名）

◎法第121条の規定による説明のための出席者

足 寄 町 長	渡 辺 俊 一 君
足寄町教育委員会教育長	藤 代 和 昭 君
足寄町農業委員会会長	齋 藤 陽 敬 君
足寄町代表監査委員	川 村 浩 昭 君

◎足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副 町 長	丸 山 晃 徳 君
総 務 課 長	松 野 孝 君
福 祉 課 長	保 多 紀 江 君
住 民 課 長	佐々木 雅 宏 君
経 済 課 長	村 田 善 映 君
建 設 課 長	増 田 徹 君
国民健康保険病院事務長	川 島 英 明 君
会 計 管 理 者	横 田 晋 一 君
消 防 課 長	大竹口 孝 幸 君

◎教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席した者

教 育 次 長	沼 田 聡 君
---------	---------

◎農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者

農 業 委 員 会 事 務 局 長	上 田 利 浩 君
-------------------	-----------

◎職務のため出席した議会事務局職員

事 務 局 長	櫻 井 保 志 君
事 務 局 次 長	野 田 誠 君
総 務 担 当 主 査	中 鉢 武 志 君

◎議事日程

日程第 1 一般質問＜P 3～P 3 6＞

午前10時08分 開議

◎ 開議宣告

○議長（吉田敏男君） 皆さん、おはようございます。

全員の出席でございます。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 議運結果報告

○議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 高橋健一君。

○議会運営委員会委員長（高橋健一君） 3月11日に開催されました、第1回定例会に伴う議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

本日3月16日は、一般質問を行います。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

中継が復旧したそうです。

◎ 一般質問

○議長（吉田敏男君） 日程第1 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

2番高道洋子君。

（2番高道洋子君 登壇）

○2番（高道洋子君） 議長のお許しを頂きましたので、一般質問通告書に基づきまして一般質問をいたします。

件名、新型コロナワクチン接種体制の強化について。

新型コロナウイルス感染症は、いまだ終息の兆しが見えない状況が続いており、経済や人々の生活、日常活動などに大きな影響をもたらし続けております。

この感染症の恐ろしさは、今のところ特效薬がないため、感染して発症した場合、特に高齢者や基礎疾患のある方々は重症化につな

がる可能性が高く、最悪の場合、死に至らしめる感染症であるということです。

これから3月、4月にかけては人の往来も増えることから、専門家からは今後第4波の可能性も指摘されており、さらに今月5日までに北海道でも、より感染力の強い変異株が感染者から初めて検出されるなど、予断を許さない状況にあります。

このような状況の中で、今注目されているのが新型コロナウイルスワクチンです。

新型コロナウイルスによる感染拡大を食い止めるための切り札として、アメリカ企業が製造したワクチンの接種が、日本国内においてもまずは医療従事者に対する先行接種が2月17日からスタートしました。このワクチン接種が新型コロナ感染症の終息へ向けた救世主となるよう、心から期待するところであり、国民の願いでもあります。

円滑な体制を構築し、ワクチン接種に混乱が生じないようにスムーズに進めていくためには、行政と医療機関などとの緊密な連携と住民への分かりやすい説明、情報提供が不可欠であると考えます。

そこで、次の点についてお伺いいたします。

一つ、町内のワクチン接種対象者は何名で、どのぐらいの方が接種すると想定していますか。また、そのうち医療従事者、65歳以上の高齢者、基礎疾患を有する方など、その他一般の方、それぞれ何名おられますか。

二つ、最新のワクチン接種の具体的なスケジュールはどのようになっていますか。

三つ、町民への情報提供、周知方法はどのように行う予定でしょうか。

以上。

○議長（吉田敏男君） 答弁、渡辺町長。

○町長（渡辺俊一君） 高道議員の新型コロナワクチン接種体制の強化についての一般質問にお答えいたします。

1点目の接種対象者の人数等についてですが、ワクチンの接種対象者は令和3年度末において16歳以上となる住民で、5,934

人となっており、そのうち約80%の4,790人が接種を受けるものと想定しております。また、接種見込者のうち65歳以上の高齢者を2,254人、基礎疾患を有する方の人数を国の示す割合を乗じて約340人と推計し、そのほかの方については約2,196人と見込んでおります。なお、医療従事者につきましては、北海道が医療団体等と調整を行い対応していることから、本町においては詳細な人数の把握は行っておりませんので、御理解願います。

2点目のワクチン接種の具体的なスケジュールについては、現在、国では医療従事者の優先接種に向けてワクチンを順次供給しているところですが、3月12日に開催された厚労省の自治体向け説明会において、高齢者の優先接種用のワクチンについては、4月5日の週から出荷を開始し、6月末までに高齢者が2回接種できる量を供給する見込みであることと、クーポン券については現時点では4月23日頃までに対象者に配送する想定との見通しを示しております。

北海道における高齢者の優先接種用のワクチンについては、当面は道内の保健所設置市等に限定して発送されることになっており、4月26日の週に出荷されるワクチンが北海道内全市町村に配分される予定となっていることから、本町においては4月末までに配分を受けることができるものと期待をしているところであります。

なお、本町に配分が見込まれるワクチンは約500人が2回接種することができる分量であることから、まずは集団感染のリスクを減少させるために高齢者施設等の入所者及び従業者へ優先的に接種を行いたいと考えており、ほかの高齢者の方につきましては、その後のワクチン配分日及び配分量に応じて予約受付を行う予定であります。詳細が不明なことから、町民の皆様には明確なスケジュール等をお示しできない状況となっております。

3点目の町民への情報提供、周知方法については、予約受付や接種開始までの周知期間

などに応じて、足寄町ホームページ、自治会回覧、新聞折り込みチラシ、クーポン券配布とあわせての周知、郵便による周知文書の全戸配布、防災行政無線等を活用し、効果的な周知を行いたいと考えております。

今後も国や北海道など関係機関から正確な情報の収集を行い、町民の皆様への情報の提供に努めてまいりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げ、高道議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

2番。

○2番（高道洋子君） 再質問を始めます前に、十勝管内では帯広市をはじめ各他町村が、今も続いておりますけれども、数多くのクラスターが発生している中で、足寄町では現在のところ1件もクラスターが発生させていないということで、町内の医療機関や従事者、また福祉施設等の職員の皆様の日頃の感染対策に対する並々ならぬ御努力と日々奮闘されている皆さんに対し、心から感謝と敬意を表すとともに、新型コロナウイルス感染症が一日も早く終息することを願ひまして、再質問をさせていただきます。

まず最初に、初めに、コールセンターというものが設置するようになっておりますけれども、このコールセンターについて、いつ、どこに、何名体制で、そしてコールセンターの果たす役割について、まずお聞かせ願いたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、福祉課長。

○福祉課長（保多紀江君） ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、コールセンターなのでございますけれども、足寄町としましては、まだ予約が開始されている状況にはないので、もう少し状況を見まして設置を始めていきたいなと思っております。

コールセンターといいますか、相談窓口と予約受付をコールセンターの役割として持たたいなと思っておりますのでございますけれども、役場の福祉課内におきまして、今のところ3回線の

専用回線を設置することで整備をいたしております。現状といたしましては、会計年度任用職員を3名雇用しているのと、そのうち1名は保健師の資格を持っております。そのほかに職員も対応いたしますので、現状としては福祉課の保健推進担当の保健師と会計年度任用職員ということで、五、六名体制では相談とかを受け付けることは可能かなというふうに思っております。

また、予約受付のほかに相談業務といいましても、足寄町内での状況の確認された場合とか、一般的なことはお受けできるのですけれども、専門的なことに関しましては北海道のほうに御確認いただくというようなことになるかと思っております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 2番。

○2番（高道洋子君） 分かりました。

3名の体制で、最終的には五、六名体制になるということでございます。役割は今の答弁では、いろいろな相談事だとか、あと仕分けとか、そういうことも入ってくるのではないかなという思いがありますが、他町村を見ると、結構もうコールセンター立ち上げたり、近隣町村もなっておりますので、同じ条件の中でのなるべく早くコールセンター、どうせ立ち上げなければいけないので、立ち上げて、そしてワクチン接種の方も受ける前に多分自分が果たして受けられるかどうかとか、既存の疾患についてとか、そういう相談も多分あるのではないかなというふうに思いますので、なるべく早急に立ち上げて町民に知らせていただきたい、電話番号等ですね。それと、どういう役割だということも明記して、知らせていただきたいなと思うところがございます。

2番目に行きたいと思えます。

接種には本人の同意が必要というふうになっておりますが、例えば高齢者世帯、それから寝たきりの方、それから認知症の方など自分で医療機関に出かけられない方や、障害があつてコールセンターに申込みが困難な方

などがたくさんいらっしゃると思うのですけれども、安心してワクチン接種が受けられるよう、どのように配慮されておりますか。

○議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（保多紀江君） ただいまの御質問にお答えいたします。

高齢世帯、認知の方、また寝たきりの方等いらっしゃると思いますけれども、まずは御家族がいらっしゃる場合には御家族の対応をお願いしたいと思っております。

そこで御自分で、御家族が対応できなくて御自分でもできない方については、次はケアマネジャーの方にまず御協力を頂きたいなというふうに、今のところ考えております。

また、御自分で出かけられなくて受けられない方というのもいらっしゃるのかなというふうには思いますけれども、介護サービスとかを受けられている方については、例えば通所先で例えばデイサービスで受けるとか、そういうようなことも今医療機関の方と相談をして、そういう場を設けていきたいなというふうに思っておりますので、御自分できなくてもそういう場を与えて医療機関の先生とかの意思確認とかをしていただきながら、できるだけ接種機会を多くしていきたいなというふうに思っております。

○議長（吉田敏男君） 2番。

○2番（高道洋子君） その場合、高齢者とか90代のおばあちゃん、おじいちゃん、家族の方が50、60代の方が付き添って、例えば来た場合、そのときには65歳以上の方は優先的にできるのですけれども、まだ65歳以下の方が付き添ってきた場合、その人たちが一緒に同時に、おじいちゃん、おばあちゃん、高齢者、障害者の方と一緒に受けられるのかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、福祉課長。

○福祉課長（保多紀江君） ただいまの質問にお答えいたします。

国のほうで今示しているのは、まずは優先接種の枠の中での接種をするようにということになっております。あとは、例えば介護施

設等に勤務されている方、障害施設等に勤務されている方の従業者の優先接種は可能だということになっているのですけれども、それ以外の方の一般の方の優先接種については、今のところはまず高齢者とかの枠の中で接種をするようにというふうな通知がされております。ただ、予約を取っていく中で、キャンセルが出たりとか、もしくは初めから廃棄が見込まれてしまうような場合については、柔軟な考えもできるようなことも北海道のほうから案も示されてきておりまして、今後正式な通知があるかと思っておりますけれども、そこら辺は今後検討していかなければいけないかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 2番。

○2番（高道洋子君） では、基本的には健康で一般接種者の方は受けられないという理解でいいわけですね。

それでは、町内の各施設、先ほども答弁にも触れておりましたけれども、各施設、特養とかケアハウスとかむすびれっじ、障害者施設等、何十人もいらっしゃるそういう施設での、そこでの接種はどのように考えていらっしゃるのか。お医者さんが出向くのか、輸送するのか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、福祉課長。

○福祉課長（保多紀江君） ただいまの御質問ですが、高齢者施設等での接種の体制についてですけれども、インフルエンザのワクチンのときも、例えば特養でしたら国保の医師が回診のときにあわせて接種をするなど出向いて接種していただいているところなのですけれども、今回におきましても各施設に各医療機関から出向いていただいて接種をするという方法を考えているところです。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 2番。

○2番（高道洋子君） 分かりました。

それでは、次行きます。

答弁書の中では、町民の皆様への明確なスケジュールが今のところ国の動きがあつて、

なかなかお示しができないというふうな御答弁でございました。

3つの病院で御協力を得てなされるということですが、国保病院では医療従事者への接種のスケジュール等が現在では多分もうできているのではないかと思うのですけれども、分かる範囲で結構ですがお聞かせ願いたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 病院事務長、答弁。

○国民健康保険病院事務長（川島英明君）

医療従事者向けのワクチンの接種ということでございます。十勝管内において、今月の5日、5日の日に帯広市のほうに4箱、これが届けられたということで、1箱975回分あります。先週からこの配分対象となった医療機関での接種がスタートしたということになります。

今のところ、ワクチンの供給量、こちらがちょっと少ないということで、北海道のほうから割当てに基づいて接種が今進められているという状況にあります。

今後、第2弾が3月22日の週と、29日の週にそれぞれ全国で200箱ということで、こちらもちょうと少ないということで、当初も3月の中旬ぐらいから地方の病院で打てるような計画でありましたが、ちょっとそれがずれているということで、第3弾というのが4月12日の週と19日の週、ここで全国で1,200箱、これが来ますので、恐らく5月の前半ぐらいまでには1人2回分の接種に係る必要な量が確保できるのではないかと考えておりますので、国保病院では大体4月の中旬ぐらいから接種を開始できるのかなというふうに思っております、現在それに対する体制を整えているところでございます。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 2番。

○2番（高道洋子君） まず医療機関の皆様が大成功して、うまくスムーズにスケジュールどおりになされることがまず最初でないかなという思いがあるものですから、何とか成功

させてスムーズにやれるふうにやっていただきたいと思うわけでございます。

次に、町民の皆様、何もかも初めてでテレビでただ見ているだけなもので、情報といたらそういう段階でございますので、接種後の副反応について大変心配しております。この副反応というのは、私たち素人は痛かったりかゆかったりぐらいかなというふうにしか基礎知識として分かりませんけれども、副反応の定義ですね、定義。どのように捉えているのか、まずお伺いしたいと思います。副反応の定義ですね。

○議長（吉田敏男君） 答弁、病院事務長。

○国民健康保険病院事務長（川島英明君）

厚労省で新型コロナワクチンについてのQ&Aというものが発出されておまして、この中で今回のコロナのワクチンに関しましてはファイザー社のワクチンでは接種後に注射した部分の痛みですとか疲労、頭痛、筋肉や関節の痛み、下痢、発熱等、こういった症状が見られたり、あと重篤な場合はまれにアナフィラキシー、こちらが発生するということが報告されております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 2番。

○2番（高道洋子君） 一番重篤なアナフィラキシーですか、これについて、これが一番自分、皆さんもただ蜂に刺されたらショックがあると、あれも一つのその症状なのだという程度しか分からないのですけれども、過去にアナフィラキシーの発症者ですね、どのくらい過去に町内でいらっしゃるのか分かれば教えていただきたいのですけれども。

○議長（吉田敏男君） 答弁、病院事務長。

○国民健康保険病院事務長（川島英明君）

アナフィラキシーショックということで、蜂にも刺されてそのショック症状になったという方で、正確な数字はつかんでいないのですけれども、年間に四、五件はたしかあったはずなのですね。これは多分林業関係の方で、重篤な部分はないのですけれど、中程度の、2つ以上の症状が重なった定義ですかね、そち

らの定義でいくと、そういった方が五、六件なのかな。四、五件というか、五、六件ですね、がいたということです。

あと、予防接種のほうは恐らくアナフィラキシーというのは聞いたことがないのですけれども、何というのですかね、接種部の腫れだとか、痛みだとか、熱が出た方もいましたかね。そういったことで、予防接種についてはアナフィラキシーというのはなかったかなと記憶しています。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 2番。

○2番（高道洋子君） それでは、今回は皆さんかつて経験したことのないコロナワクチンということで、アナフィラキシーにならないとも分らないと。全く今まででない人もなるやもしれないという不安が町民には、重症化するということなものですからやっぱり心配なのですよね。そこで、万が一ワクチン接種で重篤な、一般的な副作用でもいいのですけれども、その副反応が出た場合、会場で、その対処について、また国保病院で申し訳ないのですけれども、国保病院ではどういう対策を想定し練っているのでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、病院事務長。

○国民健康保険病院事務長（川島英明君）

国保病院での対策ということでございます。

コロナワクチン接種ということで、今回は足寄町では3つの医療機関で個別接種を行われるということになります。当院の状況ですが、以前薬剤師にお聞きしたときに、このアナフィラキシーですか、こちらの症状が出た場合、対処するためには昇圧剤ですとか、アドレナリンというのですかね、そういったものの医薬品、これが病院には用意されていますということと、あと医療機器が国保病院にはございますので、そういった意味でいくと、個別接種ということで集団でどこかに行って受けるよりは、ドクターもいますので安心なのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 2番。

○2番（高道洋子君） 今回はほかの町村では大きな体育館とか、集団接種ということも考えているようですけれども、今回は3つの病院の中で接種されますので、御協力を得られますので、副作用もすぐ対応できるのではないかなという安心感はあるのですけれども、でも何といたしまして前代未聞の初めてのことなので、どんな副作用があるか、やっぱり町民が心配しているところがございます。

次に参りたいと思います。

このたびは、件名が新型コロナワクチン接種体制の強化、強化についてということで質問するわけですが、今回3名ですか、3名の職員だけで予約とか専門的な問合せ等をなっておりますけれども、例えば足寄は役場の中ですね。また、各現場にあつて、医療機関の現場では、通常の診療をこなしながら長期間にわたる、いつまでかかるか、一応国では来年の2月までというふうになっておりますけれども、でも大幅に遅れているものですから、これが2月、3月、ずっとどのぐらいかかるか分かりませんが、終了するまで長期にわたると思うのです。この接種業務を長期にわたり各病院は接種をこなさなければいけない、進めていかなければいけない。それだけやるわけではなくて、通常業務をやりながら、一般の人の外来、入院患者、それを対応しながらでございますので、大変な作業でないかなと想定されるわけです。

そこで、私なりに考えてみたのですけれども、具体的に例えば医者や看護師でなくてもできる役割、例えば接種を受ける人が来ました。もちろん間隔を取ってしなければいけないのですけれども、多分最初に受付があるのではないかと。そして受付があつて案内係が、大きな病院になると、こっちへ来てくださいと案内係が必要になってくる。それから予診票の確認作業ですね。予診票の、先に予診があつてお医者さんから接種受けられま

すよ、受けられませんという、本人とのやり取りの中でそれがある。それから、接種後の副反応の監視役というのかしら。接種した後、15分から20分、その場所にいなければいけない。それが何人も、1人ずつではないものですから、それを監視、どういう反応が出た、熱が出た、先ほどの症状が出たとか、そういう監視役も必要になってくるかなと。それからもう一つはシステムへの入力作業、人数を確認システムが導入されるようになるとも聞いておりますけれども、余分な仕事として、余分な仕事というか、日本全国で統一的にあれするためですね、カウントするために、そういうのが必要になるということも聞いておりますけれども、こういう人的支援が絶対必要になってくると、今以上に思うわけです。この人的支援の強化ということで、医療現場に対して、これは国のコロナ対策の交付金等も活用できる、当然活用できるのではないと思うわけで、この現場を混乱を生じさせないためにも、それぞれの医療機関に対する人的支援をぜひともお願いしたいなど、想定されるものですから思うわけです。

これは本当に医師とか看護師の資格なくても、一般人ができることだし、それから役場職員が災害ボランティアのときに代わりばんこ、各課の方が代表して何人かずつ応援に行った話も聞いたことありますけれども、そういうことも可能だし、またその人的配置のコロナ対策交付金があるのならば、一般町民から募ったってそれは誰でもできることだと思うのですよ。そういうことに対する、人的体制強化ですね、それないとい長いことやっていく中で、いろいろと医療機関も大変でないかなと思うものですから、町長、どのように思うでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（保多紀江君） ただいまの高道議員からの人的支援、人的強化ということの御提案ですけれども、医療機関のほうでは確かに通常の業務にあわせて接種をしていただ

くということで、非常にその期間厳しい労働といえますか、体制なのかなというふうに考えておまして、現在のコロナのワクチンの接種体制の交付金というのがございまして、今足寄町で受付業務をするとか、そういう体制整備につきましてもその交付金を使って、ごめんなさい、補助金ですね。補助金を使って整備をしているのですけれども、今おっしゃったように、受付業務とかデータ入力とか業務が増えるということもございまして、医療機関への協力金を支払うということで予定をしておまして、今後新年度予算の追加の中で、補正の中で予算を計上していきたいというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 2番。

○2番（高道洋子君） 分かりました。それは協力金、幾らだか分かりませんが、とにかくそういう人的強化をやっていいということで、各病院に補助金、助成金ですか、予算化されるということで、それは大変いいことだと思いますのでよろしくお願ひしたいと、ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

次に、新型コロナワクチン、実施計画の策定についてお願ひしたいと思います。

このたびのワクチンの接種事業はいまだかつてない長期間にわたる、全町民を対象とした一大事業であることには間違いありません。しかも3つの医療機関の協力の下で実施しますので、その3つの機関というのはいろいろな立場も違うし、人的配置、構成も違うし、それから経営方針も違うし、みんなそれぞれ違うわけでございます。今後、長期間にわたるものですから、実施計画がしっかりとない、しっかりとつくっておかないと、やはりいろいろところで誤解やいろいろな、何というのかしら、違うような面も出てこないとも限らないということもあって、失敗なく事業が成功するように、新型コロナワクチン実施計画を策定することが、私は絶対重要でないかなと思うわけです。一つの病院

でそれを完結するならそうでもないのかもしれませんが、やはりいろいろな立場の違う、そういう方たちに協力していただくためにも、それは協議は毎度毎度打合せはしているとは思いますが、それだけの協議だけのそういう協定というか約束ではなく、きちんとしたこれに備えての実施計画書、それが絶対必要でないか、重要でないかなということも考えるのですけれども、それについての検討はされているのかどうかお願ひします。

○議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（保多紀江君） ただいまの予防接種の実施計画についてですけれども、当町はまだ策定をしていないのですけれども、ほかの町村におきましても概略的なものから細かいものまでいろいろ作成されているところがあるようです。今、議員おっしゃるように、3つの医療機関に協力いただいてやるという意味では、皆さんが共通してやらなければいけないこととか、そのようなことも考えながら今後中身を検討して、あとまた医療機関の方にも御確認をしていただきながら策定をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 2番。

○2番（高道洋子君） 分かりました。

やはりお互いに共通した計画書というのがやっぱり必要でないかなと思う、もちろん考えていらっしゃると思いますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

次に行きます。

ワクチン接種を希望する町民に、確実に希望者につがなく接種していただくために、移動手段のない高齢者とか障害者、親戚もいません、それから施設にも入っていません、だけれども独居で足がありません。しかも足に、膝に障害があつて、なかなかバス停まで歩くのも大変だと。そういう方に対して、タクシーチケットとか、それから送迎バスなどを活用することの検討はされているかどうか

お伺いしたいと思います。特にタクシーの活用はコロナ禍の中で本当にみんなそれぞれ大変なのですけれども、地元経済の活性化にもつながるといことで、ぜひとも検討していただきたいと思うわけでございます。もちろんこれはコロナワクチンの交付金の活用等もできるのではないかなと思うわけですが、そういう検討はなされているかどうかお伺いします。

○議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（保多紀江君） 移動手段についての御質問ですけれども、まずは高齢の方におきまして今現状あります患者輸送バスとか、あしバスとか、あとは高齢者の100円タクシーなどをまず御利用いただきたいというふうに思っております。また、あとは家族の送迎ですね。それ以外の場合におきましては、ストレッチャーとか車椅子が必要な方の受診については、今までも足寄町社会福祉協議会の移動サービス等の御協力を頂いて受診等をされていると思いますので、今までの既存のサービスを利用されたほかで、それでもなおかつやっぱり受診ができない方という方もいらっしゃると思いますので、今のところタクシーを、市街地ではなくて郊外といいますか、各地域のほうに運行することを考えておりますけれども、どうしても患者輸送バスとかで受診できない方に関しては患者輸送バスの経路と申しますか、各方面にタクシーを乗り合いで走らせるようなことで補正予算のほうに今後予算を計上する予定であります。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 2番。

○2番（高道洋子君） どうかよろしく、特に遠方の方とか、近間であっても多分患者輸送車とかそういうのに漏れる人って絶対いるのです。病院に定期的に行っていない人とか、膝を抱えて自分でじっと我慢している人とか、病院行くまでもないなという人たちは必ずいるわけで、そういう細かいチェックをぜひともやって、乗合タクシー、乗合バス等

の活用を予算化していただきたいと思うわけでございます。

次に行きたいと思います。

ワクチンの接種当日、先ほどにも福祉課長のほうからもちらっとありましたけれども、必ずキャンセルの人っていると思います。今日は例えば30人の予定で30人分のワクチンを用意したと、だけれどもキャンセル、朝になってちょっと熱が出たとか、ちょっとけがしたとか、ちょっと体調崩したとか、そういう朝になって当日になってキャンセルの人がもう絶対いると思うのですけれども、その中で、それからその問診の中で、お医者さんに来たのだけれども問診の中で接種ができないですよと判断された場合の対応ですね。そういう人の対応ですが、そのときは付き添ってきた人に打つようになるかもしれないという、先ほど福祉課長からもありましたけれども、何としてもワクチンが限られているものですから、このワクチンの廃棄、廃棄があっては決してならないと思うのですね、もったいないです。ですから、その廃棄を防止するためにも、例えばさっと探しても電話してもすぐ次の人が来れるものでもないで、そういうときの感染リスクの高い業務ですね、そういう高い業務についている町職員とかに接種してもらうとか、こういうときにはこういう人という、また介護なさっている方とか、それから家庭をいつも訪問しているヘルパーさんとか、いろいろいらっしゃるわけですが、そういう具体的な検討をしていただきたいと思う、廃棄しないためにね。そこら辺はどうでしょうか、ロスというか。

○議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（保多紀江君） 当日のキャンセルとか、当日の体調により接種できなかった場合に出てしまった余剰の分についての対応なのですけれども、議員おっしゃるとおり、在宅介護を担っていただいているような介護職員の方とかいらっしゃるわけで、国のほうでも在宅介護サービスを提供している従事者については優先接種などの対象としてもいい

というようなことも言われておりますので、施設は集団で打っていただきますけれども、それ以外のヘルパーさんとか、例えばデイサービスの職員とか、あとケアマネさんにつきましては、当日のキャンセル等が出た場合に、業務のもしちょっと抜けてくれるような時間がありましたら、そういう方に接種をしていただいて廃棄分をなくすように対応をしたいと思っています。

また、例えば国保病院でしたら入院している患者さんに打つとか、そのようなことも考えております。そういう方が終わりましたら、次は例えば保育所でお子さんを見ている保育士とか、取りあえず集団感染をまず防止するような場所の方から打てればいいなというふうに今のところ考えているところです。

○議長（吉田敏男君） 2番。

○2番（高道洋子君） そうですね。本当に具体的にこの場合は誰、この場合は誰というふうにある程度の相手にも知らせておかななくてはいけないこともありますし、どうかワクチンの廃棄がないようによろしく、具体的に細やかな対策を練っていただきたいと思うわけでございます。

近隣町村で酪農家100%、ほぼ100%農家、酪農家さんのいる町がありますけれども、そういうところでは獣医さんが医療従事者の中に入れてくれないかと、優先順位に入れてくれないかと。というのは、個別で獣医さんは農家へ、要望があればすぐ行かなければいけないということで、接触する機会が介護士さんとかヘルパーさん同様あるわけで、そういう方からの要望がありましたということもお聞きしております。足寄町ではそんな要望などありますか。

○議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（保多紀江君） ただいまの獣医師の要望の関係ですけれども、当町においては要望を今のところ受けているということはないでございます。

○議長（吉田敏男君） 2番。

○2番（高道洋子君） 次に、ファイザー製

のワクチンですけれども、マイナス75度対応の冷凍庫が必要と聞いております。足寄町ではまず確認ですけれども、どこに設置されていた頃、もう入ってきているのですかね、それともこれからなののでしょうか、お伺いします。

○議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（保多紀江君） マイナス70度のディープフリーザーといいますけれども、こちらにつきましては当町におきましては1台配付されるということで、国保病院に設置するというところで協議を行っております。

また、配置が今日、本日届くというような情報になっております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 2番。

○2番（高道洋子君） 先日、テレビですか、報道機関から冷凍庫の火災が生じまして約1,000人分の、1,000回分ですか、だから500人のワクチンが廃棄になったというニュースを見て、私たちも啞然としたわけですが、何か原因はタコ足配線とも聞いております。それが原因だったということを知っておりますけれども、現在国保病院で今日入ってくるということで、設置を予定している町立病院の場所、コンセントの確保とか、問題はないのか確認したいと思えます。

○議長（吉田敏男君） 病院事務長、答弁。

○国民健康保険病院事務長（川島英明君） 問題がないのかということで、病院の中、薬局のスペースに設置をするということで院内で協議が整っております。そこは、そのスペースにはコンセントが2つありまして、無停電装置が、停電時、無停電装置が働いて自家発電に切り替わるという、そういうコンセント、単独のコンセントがありますので、そこを利用するというので、今言ったようなタコ足配線だとか、そういった火災だとかのおそれについては心配されないのかなというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 2番。

○2番（高道洋子君） 大変安心いたしました。本当に事故がないようによろしくお願ひしたいと思います。

次に、町民への周知方法について伺いたいと思います。

先ほど封書で全戸に郵送するということが御答弁の中にございました。私もそうすけれども、郵送されてきたものというのは、ややもすると何かのところに挟み込んでなかなか見当たらない、投げてはいないのだけれども見当たらないとか、そういうことがあるわけです、多々あるわけです。このたびは誰が、提案なのですけれども、誰が見ても分かるよう、また最低1年間は家の壁に貼ってもらえるようなカラーで厚紙で大きな字で、そしてそこにはスケジュールやら副反応のことやら、それからその他注意事項が記入された、そういう1枚ものの厚手のそういうカラーものを、そして家のどこか分かるところに、ワクチンが終わるまで貼っておけるような、家族もみんな見れるような、そういうことのほうがありがたいかなというふうに、目立つように、それを各戸に配付していただいたらありがたいなと思うのですけれども、そういう考えについていかがでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（保多紀江君） 家の中に貼る、何か分かりやすいポスターといいますか、そういうようなものを配布してはというような御提案なのですけれども、今のところ考えておりますのは個別に必要なことを書いた紙をお送りすることと、あとは接種する日程が各自、予約いただいて、その3週間後にもう一回打つということで、それぞれの日程というのは変わりますので、接種をする日程を書いたものを、予約を頂いた後に個別に御本人宛てにお送りをすることを考えておまして、全体的なスケジュールというのではなくて、その方が見てすぐ分かる、何月何日と何月何日と分かるようなものを送付するというのを今のところ考えております。

○議長（吉田敏男君） 2番。

○2番（高道洋子君） 分かりました。

なかなか紙が失ったり、なくなったりいろいろ、そういう人は多分貼るのしょうけれども、そういうことも心配して質問したわけでございます。そういうことであれば、また何か弊害があればまた検討していただきたいということでございます。

次に、休日、夜間の接種の考え方について、今後どのように検討していらっしゃるかをお聞きしたいと思います。

今はもうほとんどが共働きで若い人もみんな職場に出ていたり、いろいろあるわけでございますが、土日診療ですね、接種、そこら辺はどのようにお話しをなさっておられるのかお聞きしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、福祉課長。

○福祉課長（保多紀江君） 働いている方に関しましては、なかなか平日の昼間の時間が取れないということがあるとは思いますが、医療体制のほうも長期に接種がわたるということで、土日に、お休みの日に働いていただくとそれだけ医療機関の方にも負担がかかるのかなというふうに考えておまして、今現在は平日での接種を考えております。ただ、町内の医療機関におきましては、夜間診療と、あと土曜日に診療を行っていただいている医療機関がございますので、もし希望される方がいらっしゃれば、そちらの医療機関を選択していただくというようなこともできるのかなというふうに思っておりますので、今後医療機関の、3医療機関との協議の場におきましては、そちらでの接種についても協力をお願いしていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 2番。

○2番（高道洋子君） ちょっと私も分からないところなのですけれども、基本的にはもし自分が受けるとなると、接種したいとなると、町のほうで割り振りされるのか、それとも自分のかかりつけ医者のところを希望すれ

ばそこへ行けるのか、もしくはかかりつけ医者もない場合というか、健康でここ1年間もう病院に行っていない人も結構いるわけで、そういう人たちはどうなるのか。基本的にどういうふうに割り振りなさるのでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（保多紀江君） ワクチンの接種場所についての御質問ですけれども、3医療機関で一日のうちに各医療機関で接種をしていただける可能な上限の人数というのがありますので、各医療機関におきまして何時から何時だったなら何人というような設定をこれから調整をしていくこととなります。ワクチンの配分量に応じまして、一日に何人まで予約を受けて対応していけるのかというのが今後変わってくると思いますので、まだ明確な1時間に何人打るとかということはまだ決めてはいないのですけれども、今後各医療機関で、例えば9時から10時に5人ですというふうになれば、電話で予約を受け付ける際にまずはかかりつけ医で御希望の医療機関がどちらかをお伺いして、あとは日程を希望の日時をお伺いして、それで空いていればその時間に御希望のかかりつけ医のところまで接種を受けていただくことが可能となります。ただ、この日でなければだめというのであれば、ほかの医療機関を選択していただいたりということも調整をさせていただくというか、本人に御了解を頂いて、この日だったら空いていないのでほかの医療機関でもよろしいでしょうかということで、それで了解を頂ければそちらの医療機関への予約というふうになると思います。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 2番。

○2番（高道洋子君） 分かりました。基本的には本人が希望するところ可能ということでもよろしいですね。

あと、来年の2月までが国の予算でというふう聞いております。いろいろな関係で受けたくても受けられなかった人や、気持ちがある後前向きに受けることに切り替えた人

やらということで、2月以降、それは分かるかどうか分からないのですけれども、国の予算がどうなのでしょうね。2月以降は自分の自費で受けるようになるのでしょうか。2月が3月、4月になるかもしれませんけれども。

○議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（保多紀江君） 個人負担がいつまでただでできるかというなお話かと思うのですけれども、今国のほうで費用負担について言っているのが、9月分、今年の9月分までについての費用負担のことについては明確な提示がございます。ただ、10月以降については今後調査が行われるということになっておりまして、今のところ国の接種期間は来年の2月28日までと示されておりますけれども、このワクチンの配分状況が遅れているということを考えれば、もしかしたらその部分も延期になって経費も対象になるとか、御本人の負担が変わるかもしれないかということが出てくるかもしれません、今のところはちょっと明確に分かりませんので、御理解いただきたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 2番。

○2番（高道洋子君） まだ、国の動きが分からない段階ですので、またいつ完了するかもまだ分からない段階ですので、多分分からないかなとは思っております。でも、なるべく早く予算が配分されているうちに、なるべく早く完了させるためにも、そういう希望者が速やかにワクチンを受けられる環境づくりを町としてもぜひやってほしいなと思うところです。

昨日も北見の例が新聞にも、今朝の道新にも出ていましたし、テレビにも出ておりましたけれども、デモンストレーションですね。模擬訓練、やっているところはもう3万人対象とか、そういう人数も全然足寄とは違うのですけれども、そこで言っていたことは、新聞によると、やはり1人の時間が思ったより長かったということやら、それから問診、予診票ですか、それが字が小さくてなかなか大

変だったとかということが新聞に載っておりましたけれども、この模擬訓練について検討されている予定があるのかどうかをお伺いします。

○議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（保多紀江君） ただいまの御質問なのですけれども、模擬訓練をやっているところというのは集団接種を想定しているところかなというふうに思います。一つの会場にたくさんの方に集まっていたという集団接種だと思うのですけれども、当町におきましては医療機関で個別接種を予定しておりますので、町が行う模擬訓練というのは想定しておりませんが、今後医療機関の方と相談しながら、必要であればそのようなことも検討していきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 2番。

○2番（高道洋子君） 分かりました。私からはほぼ全部質問させていただきました。

最後に町長にこの大成功させるため、安心・安全な、そして希望者がみんながスムーズに接種完了できるような環境づくりに向けての町長の御意見を最後にお聞きしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） お答えをいたします。

今いろいろとコロナワクチンの接種について、いろいろお話をしました。

本当にコロナの感染が確認されてから1年以上がたつというような状況の中で、本当にこの1年間ずっとコロナウイルスの感染の拡大だとかといったところで、非常に町民の方たち、国民全部がいろいろな制約の中で制限をされて自由になかなか行動できないというようなことがあって、やっとそういった意味では収束に向けての切り札と言われているワクチン接種が始まったということで、少し明るい兆しが見えてきたのかなというふうに思っているところであります。

そういった意味で、このワクチンを多くの人が受けていただいて、そういう中で集団免疫ができてコロナ感染が終息をしていくということがやはりこれから町民の方も、それから国民の方も皆さん望まれていることなのかなというふうに思っています。そういったことで、いろいろと初めてやるコロナワクチンの接種でありますから、そういった意味でいろいろな不安だとか、それからどうなのかといったところがなかなか分からない部分もいっぱいあるのかなというふうに思っています。そういった意味で、なるべく分かりやすく町民の皆さんにお知らせをしながら、自分はどこでワクチンを接種するのかなといったところがきちんと分かるようにしていかなければならないのかなというふうに思っているところであります。そのことによって、町民の皆さんが安心して暮らすことができる、そういうことにつながっていくのかなというふうに思っていますので、今いろいろとお話ございましたけれども、まだまだいろいろな問題が出てくる、課題が出てくるのではないかなというふうに思っていますけれども、そういったところ一つ一つ解決しながら、皆さんに安心してワクチンを接種していただけるような、そういう体制をつくっていかなければならないと考えているところであります。

本当にこれから、国からの情報がなかなか来ないといった部分で、情報が入ってきてから接種までの期間、もしかしたらすごく時間的に短くなる可能性もあるのですけれども、そういった部分でも町民の皆さんもやっぱりぜひそのことについて、ワクチンの関係についてもやっぱり関心を持っていただいて自分のこととしてやっぱりきちんと捉えていただく、多分捉えていただけていると思っておりますけれども、捉えていただいて、そこの部分についてはぜひ、何というのかな、注意深く町からいろいろなことを発信させていただきましますので、注意深く見ていただきたいと思います。決して封筒が来たからといって、どこかに紛れてどこ行ったかなとか分か

らないというようなことではなくて、町民の皆さんにも来たらきちんとすぐ封を開けて中身をきちんと確認していただくというようなことがやっぱり必要なのかなというように思っておりますので、そういうこともお願いをしながら町としても一生懸命頑張っていくというように思っているところであります。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 2番。

○2番（高道洋子君） 以上で質問を終わらせていただきたいと思います。

これからもいろいろと試行錯誤、またそれを繰り返しながら、3つの医療機関と協力しながら連携取りながら進むと思いますけれども、何とか町民の接種環境、また希望する町民が安全で無事故でみんなが気持ちよく接種できるように、そういう環境づくりを最後に要望いたしまして終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（吉田敏男君） これにて、2番高道洋子君の一般質問を終えます。

ここで暫時休憩をいたします。

11時半再開といたします。

午前11時17分 休憩

午前11時30分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

次に、5番田利正文君。

（5番田利正文君 登壇）

○5番（田利正文君） 通告に基づき、一般質問を行います。

質問事項は2つです。

一つ目、子育て世代が安心して医療が受けられるために。

高すぎる国民健康保険税は加入者の大変な負担となっています。特に、一人一人に係る均等割があるため、子育て中の家庭など世帯人数が多いほど負担が大きくなります。政府は、令和4年4月から未就学児の均等割負担を軽減する方針です。これは全国知事会や町村会等の要望が実ったものです。

以下の点について伺います。

一つ、令和4年まで待たずに3年度中に、町独自の施策として実施できないか。

2、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を使って、子育て世代の国保税軽減に活用すべきと思うがいかがか。

三つ目、令和4年度以降の軽減は地方負担分は2分の1（町負担分は4分の1）、これを国の負担に、対象を未就学児以外も含めるように国に求めていくべきと思うがいかがか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、渡辺町長。

○町長（渡辺俊一君） 田利議員の子育て世代が安心して医療が受けられるためにの一般質問にお答えいたします。

1点目の令和3年度中に町独自の施策として国保税の均等割軽減を実施できないかとの御質問でございますが、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で、農業をはじめとする事業所得者の所得の落ち込みが懸念され、税収の不足分は被保険者の負担が増えないよう基金の取崩しにより対応することとしております。また、一般会計からの繰入れは赤字補填とみなされ、赤字解消計画の策定、保険者努力の不足というマイナス評価を受け、北海道からの交付金の減収等の影響もあるため、交付金収入に影響を与えない基金繰入れを活用して保険事業運営を行いたいと考えており、一定額の基金の確保をしながら今後の事業運営に努めるためにも、財政的な負担増となる町独自の均等割軽減の実施は困難と考えております。

2点目の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しての子育て世代の国保税軽減についてですが、本交付金はコロナ禍における特例的な交付金で、感染拡大の防止、雇用の維持、事業の継続や経済活動の回復といった取組に対して交付されるもので、国民健康保険税の負担軽減の財源とすることはその趣旨にそぐわないものと考えております。

3点目の令和4年度以降の軽減に国の負担

と、対象を未就学児童以外も含めることを国に求めることについてですが、本町では国や道への政策要望、政党等の政策懇談会において、国民健康保険財政安定化を図る制度の見直しを求め、継続して政策要望を行ってきたところであります。

また、子育て支援施策は近年の少子化を反映した施策であり、本来国の責務として実施するものとして国や北海道に対して要望してきたところでもあります。

今後、国の制度が明らかになれば、その内容を検討し、必要があれば様々な機会を通じて要望してまいりたいと考えておりますので、何とぞ御理解賜りますようお願い申し上げます、田利議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） 再質問を許します。
5番。

○5番（田利正文君） ここで一つお聞きしたいのですが、未就学児のいる世帯というのは何世帯ぐらいあるのか。それから、未就学児の人数ですね、何人ぐらいいるか。

それともう一つは、今私が提案した前倒しで町単独でやる場合に、どのぐらいの経費が必要かということなのですが、未就学児掛ける均等割というのは単純にはいかないですね。そこのところで幾らぐらい必要なのか、ちょっと分かれば教えてほしいと思います。

○議長（吉田敏男君） 住民課長、答弁。

○住民課長（佐々木雅宏君） まず1点目、未就学児を抱える世帯についてなのですが、私のほうではちょっとそこまで資料を用意してございませんで、子供の数については把握してございます。未就学児のいる世帯、町全体としては300人、6歳までの人数ということで300人ですね。そのうち、国民健康保険に加入している世帯の子供というのは83人ということになります。

あと、例えば未就学児まで均等割の軽減を実施した場合の国民健康保険の税収に対する影響額という部分では、ざっとした概算です

けれども120万円ほど減収となるというふうに見込まれてございます。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 5番。

○5番（田利正文君） 国保加入の未就学児が83名、そのうち法定減免されている、全部差っ引いてというか、引いた上で掛けると120万円の費用が必要だというふうに理解していいのですね。

今、お聞きしたのですが、大した額ではないのですね、正直なところ。これを何とかできないかというのが私の思いなのです。

改めて町長のほうから何とか検討できないかと。120万円という額についてどんなものでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） 金額的には120万円ぐらいのというようなことで、今住民課長のほうからお話ありましたけれども、やはり先ほども申し上げましたように、財政的には国保会計の財政的にはやはり大変厳しい状況なのかなというように思っておりまして、今後においてもやはり国がやっていただけるということに今後なっていくわけでありまして、そういったものを待ちながらやっていくべきなのかなというように思っているところであります。

全体的には、今後町として独自にやっていくというのはなかなかやっぱり難しいのかなというように考えておりまして、やはり国なり、国の制度でやはりやっていくべきものなのかなというように考えているところであります。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 5番。

○5番（田利正文君） 町長の答弁で、一般会計からの繰入は赤字補填とみなされ、赤字解消計画の策定、努力不足とマイナスの評価を受けるとありますが、自治体名は出さなくても、十勝管内でこれは一般会計から繰り入れているのかどうかちょっと分かりませんが、890万円だとか425万8,0

00円だとか、あるいは2,000万円だとかというのをつぎ込んでいるのだけれども、それはまだいまだに5年で解消しなさいと言われていたように思いますが、まだ解消し切れないで残っているところもあるのですね。そんなところもあるところを見ると、可能なかなという思いがしたものですから、あえてそんな話をさせてもらいました。

それから2つ目ですけれども、国は未就学児の均等割額の50%を軽減すると。対象児童数は約70万人。必要財源は90億円というふうに言っています。75歳以上の高齢者の一部負担を2割に引き上げると、それによって生じた財源をその90億円に充てるというふうに言われています。全国的な対応はそんな全体像なのですから、足寄町として新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、これを使うことができるというふうには私は聞いているのですけれども、できるのであればいろいろな手を、工夫を使ってでもというか、何というのですか、手を使ってでも、いろいろな壁があるのかもしれませんが乗り越えてでも使ってもいいのではないかという気がするのですが、その辺はどうなのでしょう。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） 財政的な部分でいけば、先ほど申し上げましたように、一般会計からの繰入れをしているところもありますけれども、一般会計を繰入れするということが一般会計からお金が出て、そして今度は国保会計のほうでいけば次の年に、今度はその一般会計から繰り入れた分、これの部分が全額ではないのかもしれないですけれども、今度は道からの交付金で減らされていくということで、ある意味法定外で繰入れをするとダブルパンチで町の財政に響いてくるという部分がありますので、もちろん今までやってきて例えば基金がないだとかという会計の中でいくと、どうしても町からの繰入れがなければという、そういったところもあるのかなというふうに思っております、ほかの町でも確

かにやっているところもあるのかもしれないですけれども、そういった部分ではやっぱりそういう後々に国保会計の厳しさがさらに増してくるという部分がちょっとあるのかなというところでもあります。

それから、今回の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用という部分でありますけれども、先ほども申し上げましたように、なかなか趣旨にそぐわないのかなというふうに思っております、例えばこのコロナの影響によって収入が減ったとか、世帯の収入が減ったとか、そういう個別の事案だとか、そういったものでいけばそういうことが可能なかもしれないと思っておりますけれども、一律に未就学の児童のその部分を負担するだとかというのはなかなか状況的には難しいのかなと。趣旨にやっぱり、交付金の趣旨にそぐわないのではないのかなというふうに考えているところでもあります。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 5番。

○5番（田利正文君） その83名いらっしゃる未就学児の家庭で、今町長が言われたコロナの影響も含めて大変な状況にあるというふうにつかんでいる人数というのは分かるでしょうか。ここは大変だよと、だから保険料払うの大変だよというのは、保険税か、払うのは大変だよという、そういうことを押さえているのでしょうか、何名か、何世帯かというのを。

○議長（吉田敏男君） 住民課長、答弁。

○住民課長（佐々木雅宏君） 今の田利議員の質問にお答えします。

現在7割、5割、2割軽減受けている子供さんは83人で、総体の世帯数は分かりませんが、その対象となっている世帯というのは7割軽減で8世帯、5割軽減で4世帯、2割軽減で6世帯となっております。

今、コロナ関係で国民健康保険税はコロナの影響で国民健康保険税の減免という制度がございますけれども、その対象となっているのは自営業者、飲食業が主となっております

す。町内で8件ぐらい現在コロナ減免の適用を受けている世帯がありますけれども、そこに未就学の子供というのは多分いなかったというふうに記憶してございます。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 5番。

○5番（田利正文君） 少子高齢化に逆行するという意見も全国には上がっているわけですが、町長も言われているように、そういう状況にあるならば、今課長が言われた8世帯、4世帯、6世帯、ここのところを町の行政として救うことはできないのかという思いがあるのですけれども、その辺はどうでしょうか。

それで、さっき言った地方創生交付金ですよ。その交付金にそぐわないと言っていましたけれども、本当にそぐわないのかと、きちんと調べた上でこうだというふうに言い切れるのかということなのですから。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） 先ほど申し上げましたように、その8世帯の方々についてはコロナの関係で収入が減ったとかという、そういう大変な状況にあるということで軽減がされるということになっておりますので、そこでやっぱり制度にのっとってこのコロナの影響がありますよということで減免になりますよということでもありますので、その部分は減免がされているということなのかなというように思います。減免の対象になるということなのかなというように思っております。

それから、今回のコロナの交付金でありますけれども、こちらのほうについては先ほど申し上げましたように、コロナの交付金の使途といいますか、どういったようなものに使いなさいよということでは、感染防止だとか、それから経済の影響だとか、そういったものがありますよということで、そういったものに使いなさいよという、これまたざくっとした部分で、きちんとした部分ではないのかもしれないのですけれども、そういうことに決まっています。そういった中で、やはり

一律に全ての対象者の人たち一律にということではないのかなと。それぞれのコロナの影響がどのぐらいあるのかということに、やっぱりよってくるのかなというように思っておりますので、全体としてこの交付金を使って減免しますよだとか、軽減しますよだとかということの対象というのはやはりならないのかなというように思っているところであります。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 5番。

○5番（田利正文君） 分かりました。

3点目に行きます。

医療を社会保険制度で運営している国というのは日本とオランダ以外で、世帯人員に均等割という保険料、言わば人头割などと言われるかもしれませんが、そういう保険料の制度を持っている国というのはオランダと日本ぐらいしかないのだそうですね。それで、ただしオランダは18歳未満以下の子供たちの保険料というのは国が全部負担しているのですよ。だから結果的には日本だけです、人头税と言われるような均等割をまだ残しているのは。だから、人头割をやっぱり排除すべきだと僕は思っているのですけれどもね。それで今回未就学児の軽減負担割合というのは国が半分持つと、そして残りの半分を道が4分の1、町が4分の1ということになっているわけですが、この地方負担分、道と町が負担する地方負担分ですね。これを国がきちんと面倒見てほしいというふうに、もちろん町村会などでいろいろやるのでしょうけれども、町としてもしっかりとその発信をしてほしいというふうに思うのですけれども、その辺については町長どうでしょう、考えしっかりと聞かせていただきたいと思っております。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） やはり今少子高齢化、さらには人口減少という部分で、この地方創生というのもやはり人口減少に対応するための事業というように考えているところでありますし、やはり以前は少子高齢化だとか

本当に地方の話みたいなところというのはいっぱいあったわけですが、今日本全体として人口が減少してきていますよと。そのことを国としてやっぱりこれは大変な問題だねというところもあって、地方創生という、今まで過疎対策だとかと言われていた部分などがあるのですけれども、地方創生というように変わってきたのかなというように思っています。そういうことを考えていくと、やはり子育てだとか、子供を産み育てやすい環境づくりだとか、そういったものというのはやはり国がやっぱりきちんと対応していかなければならない事業なのかなというように思っています。それはそれぞれ地方の負担だとかというのものもあるのかもしれませんが、やはりこれは国が全部面倒見て、この人口減少対策やっていきますよというのが合っているのかなというように思って、僕個人はそうやって思っています。

そういった意味で、今後もいろいろな機会がありますので、そういったところでそういう子育てだとか、それから教育などもそうなのかもしれないですけども、子供を産み育てていきやすい、そういう環境をつくるための支援というのを、支援というか国からやっぱり先頭になってやってくださいよというようなことを、やはり要望していかなければならないのかなというように思っているところであります。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 5番。

○5番（田利正文君） 町長がそういうふうには発言されましたので、ぜひ今後町村会だとか町長が出られる会議その他で、今の立場をしっかりと発言していただきたいというふうに思います。

2点目に移ります。

新型コロナウイルス感染症から町民の命と暮らしを守るために。

新型コロナウイルスが全世界で猛威を振るっています。日本国内での感染者数は43万人を超え、十勝は700人を超えるところ

まで感染拡大しています。

この間二度の緊急事態宣言が発令され、間もなくワクチンの接種が始まります。新型コロナウイルスの厄介な特徴は、無症状の感染者から感染が広がることです。無症状はウイルス量が少ないことを意味せず、無症状・発症前の人からもウイルスが排出され、感染した人のおよそ4割が無症状と言われ、症状が出た人でも発症前に感染させる割合が高いと指摘されています。発熱、せき、倦怠感などの症状のない人は、感染している自覚がなく元気で平常どおり社会的に活動し、他人と接触し感染を広げています。ウイルスが目に見えないだけでなく、感染者が見えないところに感染制御の難しさがあります。

感染制御のために、発症している人の治療はもちろん、無症状者を早く発見・保護・追跡し、療養施設に隔離、自宅で待機してもらうなどして、他人との接触をなくして感染拡大を止めることが決定的に重要です。この無症状者をどう発見するか。その鍵がPCR検査です。この検査をどう広げていくかだと考えています。

以下の点について伺います。

一つ、十勝でも大規模なクラスターを発生させたのは、医療・老人福祉施設です。社会的検査を足寄町でも実施すべきと思いますがいかがでしょうか。

二つ、この間の感染症対策に対する対応と感染制御についての考え、北海道との情報共有が必要と考えますが、現状と認識を伺います。

三つ、ワクチン接種事業について、現在想定されている課題と対応について。

四つ、ワクチンは数社が認可される見込みと思うが、町民が自分でワクチンを選択することは可能になるのか。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 答弁、渡辺町長。

○町長（渡辺俊一君） 田利議員の新型コロナウイルス感染症対策についての一般質問にお答えいたします。

1点目の社会的検査の実施についての御質問ですが、新型コロナウイルス感染症については現在も感染拡大が続いており、誰もが感染するリスクがあることから、町民一人一人をはじめ、町内の医療機関、高齢者施設などにおいては日常において感染防止の取組に御苦労されているところと考えております。

本町においては、施設等を対象にした任意検査の実施については現在のところ予定しておりませんが、令和2年度において高齢者等を対象とした任意PCR検査費用への助成を行っているほか、令和3年度においては高齢者等に加え、任意検査を希望する方を対象としたPCR検査及び抗原検査に対する助成を行うこととし、令和3年度当初予算に175万円を計上しております。

今後におきましても、必要に応じて受検の支援を検討していきたいと考えております。

2点目の感染症対応についての考えと北海道との情報共有の現状と認識についてですが、本町におきましてはこれまで国や北海道の緊急事態宣言や基本方針、集中対策期間等の取組に従い、町民の皆様に必要な情報の周知を図るとともに、各種感染防止や経済支援対策等の取組を行ってきました。

また、情報共有については、国、北海道からの通知及び取組状況等の情報を文書やウェブを利用した説明会により随時提供を受けており、さらに十勝管内市町村の担当者会議等も開催され、課題や取組状況の情報交換の場も設定されていることから、現状として国等において決定されている事項については把握できていると認識しております。

3点目のワクチン接種事業の課題と対応についてですが、課題といたしましてはワクチンの配分時期及び配分量の詳細が不明なことから、町民の皆様にも明確なスケジュールをお示しできない状況となっており、あわせてワクチン接種に協力いただく町内医療機関における業務体制整備についても、具体的な対応を見合わせていただいている状況です。

対応といたしましては、ワクチン配分の見

込みがつき次第、速やかにクーポン券を送付し、予約を受け付けることができるよう体制整備を図り、医療機関と随時情報交換を図ってまいります。

また、家族等の対応が困難で患者輸送車やあしバスを利用できない高齢の方の移動手段の確保等も課題となっておりますが、タクシーの利用などにより接種機会を提供できるよう検討していきます。

4点目のワクチンの選択につきましては、現在国から承認を受けているワクチンは1社のみであることや、自治体においては国から配分されたワクチンを使用して接種を行うことから、現在のところ選択をする状況にはありませんので、御理解を賜りますようお願いを申し上げ、田利議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） ここで、昼食の時間でありますから、暫時休憩をいたします。

1時再開といたします。

午後12時00分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

5番田利議員の再質問から始めます。

5番。

○5番（田利正文君） 1問目と2問目を合わせて再質問させていただきます。

町長の答弁の中で、1番目のところの現在のところ予定はしておりませんとなっております。なぜ、1と2を絡ませるかということなのですが、この間9月ですとか11月とか12月とか、厚生労働省の新型コロナウイルス感染症対策推進本部というところから事務連絡というのが結構出ているのですね。その中に高齢者施設の検査をやりなさいというのがいっぱい書いてあるのですよ、もちろん御存じだと思うのですが、

それで、私素人ながら疑問を思ったのは、ここまで国がこういう事務連絡を出して、最後は12月25日だったのでしょうか。今度は対策本部ではなくて、仰々しい名前が

載っているのですね。結核感染症課、それから老健局高齢者支援課、老健局認知政策地域介護推進課、老健局老人保健課と4課がそろって名前を載っけて、今度は高齢者施設における新型コロナウイルス感染症発生時における検査云々と出てきているのですね。それらを見ると、やりなさいと書いてあるのですよね、検査を積極的に。しかも素人の私が読むには、こんなふうに書いてあるのですよね。Q&Aを出してしまして、感染者が多数発生している地域やクラスターが発生している地域において、医療施設や高齢者施設に勤務する者や入所者について当該感染症にかかっていると疑うに足りると、正当な理由のある者として扱って行政検査の対象としていかという質問あるのです。それには答弁として、そのとおりですと書いてあるのですよね。そして、地域というのは保健所がある地域と。十勝でいえば、十勝には保健所1か所しかありませんから、十勝全部がその地域というふうに指定されるふうだというふうに思ったのですけれども。そして、なおかつ陽性者とかそういうのが出ていない高齢者施設、福祉施設であっても積極的にそれを検査をぜひやっていくべきだというふうになっているのですよ。

そこでお聞きしたいのですけれども、十勝振興局ですね、道とえば。そこと足寄町との間で、今町長の答弁では、現在のところ予定はしておりませんとなっていますけれども、予定していないということは、やる必要がないというふうに考えているのか、判断しているのか。あるいは、そのこのところの捉え方というのですか、認識をお聞きしたいのですよ。つまり、町としては、万が一ですよ、なければ一番いいことですが、高齢者施設で陽性者が出てクラスターが起こったら大変なことになります。それは旭川の実例を見て分かりますよね。そうならないために打つべき手を打っておくべきだというふうに私は思っているものですから、そういうことをする必要がないというふうに判断されている

のか、あるいは今はまだそういう時期ではないというふうに判断されているのか、それぞれの認識があるのだと思うのです、道と町の中にも。それらがきちんとどんなふうに認識が統一されているのか、一致されているのかというところをお聞きしたいと思うのですけれども。

○議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（保多紀江君） ただいまの田利議員の質問にお答えいたします。

今議員おっしゃるとおり、厚労省から各施設に対して町村に対して、高齢者施設において、その地域で感染がたくさん出ている場合については積極的な検査を行うようにしてくださいという通知が出ておりまして、町にも届いておりまして、それは高齢者施設のほうに情報を提供しております。

また、今おっしゃるとおり、地域の考え方としましては保健所設置の地域で割ることですので、帯広保健所管内ですと、クラスターも発生しておりますので、そのような地域に確かに該当するのかなというふうには思っておりますけれども、行政検査となりますと、医師が判断をして必要だと認めた場合に行政検査というふうになりますので、行政検査としては町のほうとしては今のところやるとかという話にはならないのかなというふうに思っています。

また、社会的な検査といいますと、町がするということも、それも一つかと思っておりますけれども、もう一つは各施設が必要に応じて実施をするということも考えられまして、その費用としては国のほうがそういう高齢者が医療の施設に対して交付金を出してしまして、そちらの対象になるというふうに通知がされております。今のところ、足寄町といたしましては、何か本当に発生、その中の誰かが発生したとか、そういう場合においては行政としての対応があるかなと思っておりますけれども、発生者が今のところない状態のところでは社会的な検査といいますか、皆様に受けていただくということは今のところ考えておりません

で、特に高齢者の方ですと、そういう検査を受けていただくこと自体で通常と違うようなことで不安になるということも考えられますので、定期的に行うというようなことは今のところ考えていないところです。

○議長（吉田敏男君） 5番。

○5番（田利正文君） 話ししていることはよく分かるのですね。そうなのですけれども、高齢者施設で起きた場合には大変なことになるということだということの認識は一致していますよね。それはいいのですよね。その上で、国は社会的検査をやりなさいという、言わば事務連絡文書を出している。最終的には今度は行政検査もできますという文書も出しているのですね。だから、行政の側で本当に我が町の高齢者施設で陽性者を出したら、クラスターを出したら大変なことになるという認識があつて、何とかしなければならぬという思いがあつたとして、それを国あるいは道とその認識を共有できるのであれば、必要な手続を取るべきだと私思っているのですね。

それからもう一つは、もっと先のことを言えば、本来は国がこういう文書を出すのなら、社会的検査を全部やりなさいと、100%。もっと言えば、学校や保育所、学童保育までやりなさいと。費用は全部国が持ちますと言ってくれば、それはちゅうちょなく全ての自治体がやりますよね。そうなっていないからできないのだと思うのですけれども、それにしても、今ここで高齢者施設に限ってこういう事務連絡文書を出しているということは、政府だって危ないと思っているわけですよ。だから要請しているのですよ、一生懸命、やりなさい、やってください、やってくださいと要請なのですよね。だから、そこに物すごい私自身は疑問を持っているのですけれども、だけれどもですよ、だけれども、町長がその気になってドクターと相談の上、医者が判断してというようなことも書いてありますから、それで委託契約も結んでなんでもできれば行政検査もできるというふう

になっていますので。帯広のある老人施設の施設長さんからちょろっと話を聞きましたけれども、その話をしたらしいのです。言わば十勝振興局と話をして、その施設は行政検査をやったというのですよ。やったという実例があるのだったら、保健所があるところの地域、十勝全部でその実例のとおりやるというのが道のほうの方針として持たなければだめでないかと私思うのだけれども、だけれども持っていないとすれば、町のほうからぜひやれるのであればぜひやってほしいということや強いに要請をすると、話をするところの認識というのかな、それが不要でないのかという気がするのですけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） 今お話をございましたけれども、先ほど高道議員さんからのお話の中にもありましたように、足寄町内では今のところ1件のそういうクラスターだとかというのは発生しておりません。そういった意味で医療機関ですとか、それから高齢者の施設ですとか、それからいろいろとクラスターの感染のリスクがあるような、そういった施設はやはり皆さん一生懸命努力をされて、その中で感染防止対策というのをきちんと取り組まれていらっしゃるのであるというように思っています。そういった意味では、本当に皆さん方の努力に感謝を申し上げるところであります。

そういった状況の中で、足寄町として高齢者施設、そういったところで今本当に全員の検査をしなければならないのかなという、そういう差し迫った状況にあるのかどうかというところになるのかなというように思っております。今の段階で、クラスターだとかそういったものが発生するような状況ではないだろうというように思っています。確かに帯広周辺では市内では高齢者の施設ですとか、それから芽室で病院の中でもクラスターがあつただとかという、そういったことがございますけれども、その施設だとか病院に

してもやはり一生懸命努力をされて感染予防の対策をされていたのだというように思っていますし、そうやって努力をされていても、なるときにはそういうような状況になってしまうのかなというのもちよっと思っっています。

そういった意味で、本当に検査というのでも確かに必要な部分というのはありますけれども、そうすると検査したときには確かに安全だよということが証明されるわけですが、では次の日どうなのかと、その次の次の日はどうなのかと考えたときに絶対安全だよとは言えないわけですよ、そういった意味では。先ほども申し上げましたように、今状況の中では、どこで感染するかどうかというのはなかなか分からないという状況もありますから、そういうリスクがあるわけですので、そういうことで考えると、本当にいつどこで感染するか分からない。そうして、集団感染というかクラスターが発生するかも分からないという状況なのかなというように思っています。ですから、一回検査をやって、その時点では安心だねといって喜ばない状況があるのだと思います。

そういうことを考えていきますと、今の足寄町において考えていったときに、きちんと検査すべきだと、確かにそれはそのとおりだと思いますけれども、では今すぐしなければいけないのかということ考えたときには、今のときではないのかなと、今そういうときではないのかなというように考えているところでありまして、おっしゃられることはわかりますけれども、今の段階では考えてはいないというところがございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 5番。

○5番（田利正文君） 町長の考えもよく分かるのですけれども、今そういう時期なのかなと判断ですよ。だけれども、私前にも言いましたけれども、世田谷でしたか、世田谷方式でやり始めて、全ての福祉施設で行政が検査をやると、やった結果、ある老人ホーム

の施設長がうちはきちんと感染対策ルールにのっとってやっているから大丈夫だと自信持っていた。ところが職員の中から陽性者が出てしまったと、すごいショックだったという話が出てましたけれども、今町長言われたとおり、いつ出るかそれは分からないのですよ。だから僕が言っているのは、私が求めているのは、定期検査、一回だけやれという意味ではないのです。定期的に検査をやる必要があるのではないだろうかというのが一つなのです。もう少し正確に言えば、定期的にやりながら頻回検査もやる必要があるということですよ。1週間に1回だとか何とかという間にまだ入れる必要もあるということだと思います。そうでなければ町長が言われたとおり安心はできないと思うのです。一回だけやって陰性反応だから安心だねとならないと思うのです。それは分かります。だけれども、出てしまっただけでは遅いから、出る前に打てるならば打てる手を打っておこうというのが絶対必要な手だと私は思っているのですけれども、しつこいですが、もう一回その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） お答えをいたします。

今田利議員さんから言われること分かるのですけれども、確かにそのとおりだとは思いますが、だから定期的に検査するということが、これは確かに大切なことなのかもしれないけれども、でも一回やって、その次の定期のこの間に全くこの間にリスクがないのかしたら、全然そういうことではないですよ。ですからやはり、検査ももちろんみんな気をつけてますけれども、気をつけているけれども、さらに気をつけるということがまずは一つは大事なのかなというように思っていますし、検査も定期的に例えば1週間とか1か月とかそういう期間の中でどんどんやっていけばいいのしょうけれども、そのことを例えば足寄町だけでなく、そのことがやれとうことであれば、本当にみんながやってい

くということになると、多分検査の検査能力というのか、そういったものがやっぱりキャパを超えていくのではないのかなという気がしています。ですから、そういうことをどんどんどんどんやっていける、そういう検査機関が、検査をきちんとやっていく機関がきちんとあればやっていけるのかもしれませんが、なかなかそういう状況にはなっていないのかなと。では足寄町でそうやってやっていて、それができるのかといたら、それまた難しいのかなというように思っています。

ですから、やはり状況を見ながら、やはりこの時期にやらなければならないなと思えるような状況になればやらなければならないし、クラスターが出てからでは確かに遅いかもしれませんがそれでも、そういう状況が出てきたときに、クラスターが出る前に、1人陽性の方が出ただとかといたときにはその周りの人たち全員をやるだとか、濃厚接触者だとかというだけではなくて、例えば施設の中みんなやるだとかというようなことをやっていっしょやる場所もありますけれども、そういう形で必要なときにやっぱりきちんとやるという、そういったことが大事なのかなというように思っています、なかなか定期的にだとかということではいきますとやっぱり難しい話なのかなというように思っています。

やっぱり先ほども言いましたように、今足寄町がそういう状況なのかということを考えてときには、甘いと言われるかもしれませんが、そういう時期ではないのかなというように思っているところであります。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 5番。

○5番（田利正文君） これまた町長言われたことよく分かるのですが、前に町長答弁されていましたが、高齢者施設の入所者は別にどこも出ていかないのだからうつることはない、そのとおりですね。僕は言っているのはそうではなくて、まずそこに

いる職員ですよ。職員の方がきちんといろいろな対応をしているのだけれども、どこからか入ってくるというのが今のウイルスですから、だから職員に対してきちんと定期的な検査、あるいは頻回検査をする必要があるのではないかなと言っているのはそこなのです。そこはないと、今町長が最後のほうに言っていましたけれども、そういう状況になったらやると言いましたけれども、この前のニュースでテレビでやっていましたけれども、空港の入管のときに変異ウイルスが見つかったらというのでしょうか、見つかったらやると誰か政府の方が答弁したのですね。そうしたら専門家の方がそれではもう遅いのですと。1人見つかったということはそのときは既にもうほかに広がっていると、それが今のウイルスなのですよという話をされたのですね。それと同じだと思うのですよ。町長の答弁はそこどころちょっとまずいのではないかと私思ったのですよね。そういう状況になったらやりますと言うけれども、もしここで言えばどここの施設で、陽性者が1人出たと、そうしたらその施設だけやると。だけれども、そこにいる職員の方が地域も歩いているわけですし、家庭もいるわけですから、そこからどこに飛んでいるか分からないのです。というのがあるから、1人が出てからでは間に合わないと思うのです。だから、そういう時期になったらと、その時期がいつなのかということはすごい大変なことではないかなと私思っているのですけれども、この話はもうやっていると堂々平行線で行ってしまうでしょうからやめますけれども、そこで、町長の答弁の中にPCR検査の費用も持っていますとかありましたけれども、来るときに私、新得だとか上士幌、士幌などもそうですけれども、やっぱり同じことをやっているのですね。PCR検査の2万円のところを本人負担5,000円だけでやるだとかということも、もう既に今月の予算議会で新しい予算またつけ加えてやるというふうになっているのですが、それは同じところだと思うのですね。

どうか分かりませんが、もしたかだか高齢者で2,254名、全町民で5,934名といますけれども、それが2回打ったのか、1回打って終わっているのかと、もしどこかで漏れて分からなかったなんてことがなければいいですけれども、その辺のところのチェック体制といいますか、例えば証明書出すとか何とかというのは考えているのでしょうか、その辺は。

○議長（吉田敏男君） 答弁、福祉課長。

○福祉課長（保多紀江君） ただいまの御質問にお答えいたします。

証明書を出すといいますよりもクーポン券というのが接種を受けるために皆さんに、各自にお送りするのですけれども、接種を受けた後にはその接種券のほうに打ちましたということで証明というか、シールみたいのを貼りまして、接種をしたということは分かるようになります。また、市町村のほうにはその方が接種したということが医療機関を通じて報告が来ますので、誰が打ったかというの分かるようになります。御本人がもしクーポン券とかを持たないで接種に行った場合については、クーポン券を持っていないと接種ができないので、必ず自分が今まで使っていたもの、または再発行だとしても打ったということが分かるようなものを再発行して、御本人にお渡しすることになると思いますので、基本的には接種したことが分かるような表示が出るようになっております。

○議長（吉田敏男君） 5番。

○5番（田利正文君） そうすると、本人と行政側と両方でダブルでチェックされているから、どこかで間違ってもミスということはないということに押さえていいですね。

この後、ワクチンが今ファイザーでしたか、で出ていますけれども、その後出てきますよね。アストラゼネカですか、モデルナとか、それが申請されて許可になって出てくるということになるのかと思うのですけれども、一般の方が接種されるような時期、多分7月か8月か分かりませんが、その辺

にずれ込んでくるのだと思うのですけれどもね。その頃にはこれらも、あるいは認可されて出てくるのかという気がするのです。このこと今町に求めても、さっき町長言われたとおり、国からの情報はないわけですから、答弁できないというふうに感じましたけれども、そのときに町民が一番心配しているのは安全性の問題、それから後遺症などのリスクがどうなるのかという問題、それから接種の、私はしないとかするとかということの有無ですよね。そういったことの判断を自分の町民個人の判断できちんとできるような、できるだけ情報が提供されなければだめだと思うのです。それができるのかどうかというふうに今聞いても、町長、それは情報がないからできませんと言われる気がしますけれども、その辺のところの見通しみたいのが分かるのでしょうかね、国からの関係も含めて。また、あるいは国から遅ればせながらのそういう情報が来たときに、町民にいち早くきちんと町民が自分できちんと判断できるように、私は受けるべきではないと、私のように既往症を持っている場合には受けるとやばいのかなど思ったりしている人もいるかもしれません。そういうことが判断できるだけの材料をやっぱり提供するということができるのかどうかということなのですけれども。

○議長（吉田敏男君） 答弁、福祉課長。

○福祉課長（保多紀江君） ただいまの御質問なのですけれども、まずワクチンについては議員おっしゃるとおり、いつ認可になっていつ配送されるか分からないのですけれども、基本的には同じワクチンを二度打つということになりますので、国のほうで地域を限定するのか、それともどこからの機関、違うワクチンが配送されるのか、ちょっと今のところ全く想像の世界でしかないのですけれども、それをどのワクチンを打つにしてもおっしゃるとおり、接種に向けて安全性の周知というのでしょうか、安心して打てるような判断ができるような材料は出さなければいけないのかなというふうに思っています。

普通、今国から提示されているものでは手引というのがございまして、どのような方が適さないのかというようなものがありまして、このワクチンの中にこういう成分があるからこれのアレルギーの方は適さないとかというような表記もありますので、そういうことを分かりやすく周知していく必要があるのかなと思います。

また、御自分で判断できないという場合がありますかと思いますが、その場合についてはかかりつけ医に御相談いただく、あとは問診、受けるときに医師に問診をしていただきますので、その段階で御相談をしていただいて、御自分で打っても大丈夫かどうかという意味決定を最終的にされるのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 5番。

○5番（田利正文君） 接種を受ける場合にクーポン券を送ると言いましたよね。送るということは、こちらはさっき既往症を持っている方何名とかと、言われていましたよね、確か、福祉課のほうで、既往症のある方何名と押さえていますよね。そのときに、その方にクーポン送るときには、この方がどんな既往症があって、今福祉課長が言われたような、これにはこういう成分が入っているからこれはだめですよとある程度分かるわけですね。その辺は全体にではなくて、クーポン券を送るときにあなたはこういう基礎疾患を持っているからこうですよというのが、参考にしてほしいというような資料を提供するというのはそういう意味もあると思うのですが、その辺はやられるのでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（保多紀江君） 既往症といいますが、基礎疾患のある方の人数を先ほど高道議員の質問のときにお答えしたのですが、あくまでも人口割合で出した人数でございまして、正確な人数ではございません。また、基礎疾患をお持ちの方につきましては、診断書が必要だとか、そういうことではなくて、御

本人の自己申告により基礎疾患があるということ認めて優先接種の対象者にするということがございます。

また、一番始めに福祉課のほうで受付を、予約受付をするのですけれども、その場合に基礎疾患があるということをお相談いただければその方に詳しい資料をお送りするとか、そういうことも可能かと思っておりますので検討したいと思っております。

○議長（吉田敏男君） 5番。

○5番（田利正文君） 分かりました。

最後に、先ほど紹介した新型コロナウイルスPCR測定キットというやつ、各メーカーから出ているのですけれども、1時間以内ぐらいで大体陰性、陽性が分かるというやつなわけです。しかも高さ30センチ、奥行き34センチ、幅15センチぐらいのものなのです。そんなやつをやっぱりぜひ町で用意をして、そして各施設に配置するということが必要かなというふうに改めてちょっと思っていますので、最後に町長のほうからその辺について再度答弁いただいて、私の質問終わりにしたいと思います。ありがとうございます。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） ワクチンの接種については、各病院の皆さんに御協力頂いてスムーズに進めたいなというように思っているところであります。

そういった意味でワクチンが一定程度町民の皆さん方に浸透すれば、少し収束に向かって進んでいくのではないのかなというように期待しているところであります。

そうはいいつつもなかなかそれまでの間、やはりコロナの感染拡大といった部分については十分に気をつけていかなければならない。まだまだ予断のできない状況の中でそれぞれの皆さん方はやっぱり基本的な感染拡大予防対策というか、そういったものをそれぞれ取っていただかなければならないというように考えているところであります。

そういうことで、なかなか目に見えない、

そういうワクチンでありますので、どこでどういう形で感染していくのかというのなかなか分からない部分というのはやっぱりあって、どこから感染したのか分からないという人たちはまだまだたくさんいらっしゃるという、そういうような状況ですので、やはり日頃の予防対策というのはやっぱり一番大事なのかなというように思っているところであります。

そういう中で、先ほどお話ございました、そういう簡易に検査ができる器械が今出てきているというようなことでありますので、そういったものをちょっと僕も中身がよくまだ分かっておりませんので、十分調査をさせていただいて、今田利議員さんからお話あったような部分については十分に参考にさせていただいて、確かにそういったものがやはりあって、比較的簡単に最終的なPCR検査やらないときっともって最終的な結果というのは出せないのだろうとは思いますが、その予防対策というか、になるのかなというようにも思っていますので、十分に参考にさせていただきたいなというように思っております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） いいですか。

これにて、5番田利正文君の一般質問を終わります。

次に、10番二川 靖君。

（10番二川 靖君 登壇）

○10番（二川 靖君） 議長のお許しを得ましたので、一般質問通告書に基づき質問をしたいというふうに思っております。

件名、将来にわたっての教育の充実について。

令和3年度行政執行方針、教育行政執行方針が示され、子育て安心基金を財源に認定こども園をはじめ、保育の完全無償化を継続していくこと、学校給食においても小・中・高の児童及び生徒に無償提供をしていくこと、また、足寄高校の存続・2間口確保に向けた取組を足寄高等学校振興会など連携し、引き

続き支援していく方針が出されました。

近年の足寄高校においては、国公立大学の進学など郡部の高校としては目覚ましいものがあり、今年度においても多数の生徒が合格し、結果待ちの生徒もいると聞いていますし、来年度には60名を超える生徒が入学予定とのことです。これまで全ての取組は足寄町にとってとても絶大なる成果です。

今後においては、ICT教育においてGIGAスクールによるオンライン授業が徐々に行われていくと考えています。

一方、小中学校の保護者の間では、足寄町において学習塾が少ないため苦勞をしていると話を数多く聞きます。

将来にわたっての教育の充実について、以下の点についてお伺いいたします。

1、足寄町の私的学習塾は幾つあるのか。

2、近い将来現行の公設民営塾を小学校高学年児童、中学校生徒への活用は考えられないのか。

3つ、5年後、中学校の生徒が40名と推定されているが、足寄高校の2間口確保に向けた対策について、現時点で考えていることがあればお聞かせ願いたい。

4、町の施策として、将来的に小中一貫校の設置の考えはないのか。

以上であります。

○議長（吉田敏男君） 答弁、藤代教育長。

○教育委員会教育長（藤代和昭君） 教育委員会から二川議員の将来にわたっての教育の充実についての一般質問にお答えいたします。

1点目の町内にある私的学習塾の数についてですが、国勢調査など各種統計の数字はございませんが、大手系列や個人経営の塾が3か所あり、多くが小中学生を対象としているものと把握しております。

2点目の近い将来、公設民営塾を小中学生にも活用を考えられないかとの御質問であります。公設民営塾足寄町学習塾は、足寄高校の存続支援策の一環として、平成27年10月から設置しております。現段階におい

て、塾設置の目的や施設規模の制約、さらには民業圧迫の懸念等から小中学生への活用は考えておりません。

3点目の将来的な足寄高校の2間口確保に向けた対策についてですが、近年は足寄中学校の卒業生の約7割が足寄高校に進学しているほか、近隣からの入学生が一定数おり、2間口確保が図られております。しかし、将来的な児童生徒数の推移を見ると、今後中学卒業生は40人台となるため、足寄高校の存続並びに2間口維持に向け、地元進学率を上げることはもちろん、町外からの生徒確保が重要となります。

今後の中学校卒業生数や北海道教育委員会が策定する公立高等学校配置計画を注視しながら、引き続き足寄高校の魅力さをさらに高め、選ばれる学校づくりを進めるため、足寄高校や足寄高校振興会、足寄高校を存続させる会などの関係機関と連携を図りながら、2間口確保に向けた効果的な支援策が実施できるよう努めてまいりたいと考えております。

4点目の将来的な小中一貫校の設置に関してですが、導入のメリットとして、小学校から中学校へのスムーズな接続により中一ギャップや不登校の減少につながることや異年齢とのコミュニケーションを図る機会が増えること等が上げられます。

全国的に小中一貫校の設置は徐々に増えてきておりますが、小中学校での通学区域が同一で、校舎の建て替えや統廃合の際に導入するケースが多く見られます。

本町においては、小中一貫校を導入した場合、通学時間の延長が避けられず、児童の身体的負担の増加が懸念されるため、小中一貫校の導入はせず、現在行っている小中連携を進めていきたいと考えております。

今後とも学校や関係機関と連携し、児童生徒の教育環境の整備を進めてまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。二川議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

10番。

○10番（二川 靖君） 1点目なのですけれども、随分と学習塾が減ってきたなど。いろいろお話を聞きますと、昔は英語塾含めてかなりあったということでお聞きしておりますし、3か所ということではなかなか厳しい状況が続いているのではないのかなということでもあります。

それで、私が1点目と2点目の中で言いたいことは、私的な学習塾をなくせだとかという話ではないのですね。なかなかそういった規模のものが、大きい規模のものがなくなってきていると。いわゆるそこで受け入れられる側もなかなか厳しいものが出てきているのかなというふうにはちょっと感じてきているところでございます。特に中学生についてはなかなかそういった私塾に、町内の私塾に通えないという声がたくさんあって、実は春、夏、冬ということで、いわゆる帯広のほうまで大手塾の講習会ですか、に行くということも聞いておりますし、そういった場合、なかなか親御さんの負担が大きいということも聞いておまして、民営塾もそうなのですけれども、そういった状況がある中で、では公設の民営塾ということで、この間も臨時議会の中でいろいろお金の、予算の関係でついたりも話ししておりますけれども、いずれにしてもこの公設民営塾の設置段階の話は理解できますけれども、その段階でやっぱり小中学校にも拡大してはいいのではないかなという話もあったというふうには伺っているのですよね。どこであったのか分かりませんが、全く。そういった話もあったというだけのことですから、それが正しいのか正しくないのか、ちょっとこの場では言えませんけれども、そういったことであるということなんです。

それで、いずれにしても民業の圧迫ということは全く考えてないのですけれども、いずれにしても小中の中でやっぱり塾が必要だという声があるということは、どこかでやっぱり将来的に考えていかなければいけないのかなと、将来的ですよ、今すぐでなくてです

よ。そういったことで、将来的にやっぱりこういった公設塾をつかっていくということも考えていかなければいけないのかなと。

ちょっと調べたら、北海道内でも雨竜町だったですか、雨竜町と南幌町ですか、公営の塾があるということで、寿都ですか、ごめんなさい、寿都町ですね。調べたらそういうところに公設の塾があるということで、お金を取っている町村、無料の町村ということはたまたま北海道内にもあるということで、やっぱり将来にわたってやっぱりそういったことで、私的塾が厳しくなってくるということで考えれば、そこら辺ちょっとお話をしながらそういったことで公設の民営塾の移行というものを考えられないのかなというふうに考えておりますので、ちょっとそこら辺ちょっと、これ町村のほうにも関係ありますので、そういった考え方があればお聞かせ願いたいというふうに思っています。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） 公設民営塾で、高校の今の塾が始まったときに、確かに小学生、中学生の塾はどうなのだろうかというような話もございました。ただ、ありましたけれども、今回やる部分についてはもちろん先ほど教育長のほうからもお話ありましたけれども、ほかにもいろいろ塾などもございましたし、小学校、中学校まで広げていくとやはり民業圧迫にもつながりかねないというようなこともございましたし、そんなことがあって高校生のみと、そして一番の目的は足寄高校の存続ということが一番の目的でありましたので、足寄高校に通う生徒のみが通える塾ということになりました。

そのときに、小学校、中学校、そういった部分がどうなのだろうかという話もあったことはあったのですが、その中ではやはり指定管理を受ける者が独自の事業として、町の指定管理を受けるということではなくて、独自の事業としてそういうことが可能かもしれないねという話はされておりました。しかしながらやっぱり今放課後授業をする

いった部分でいきますと、時間の問題ですか、それから高校生もどんどん増えてきて、当初は70人ぐらいの方が塾に通ってらっしゃったかなというように思うのですが、今100人を超えるというようにぐらいの人数になってきて、高校生の中でも少し制限をさせていただかなければならないような状況となっているというようにもあって、なかなか公設民営塾、この高校生を対象とする塾のほかに、そうしたら余裕があるのかというとなかなか余裕がないのではないかなというところだというように思っているところです。

そういった意味で、やはり足寄町で足寄高校に通って、足寄高校でそこで学力をぐっと上げていただくということがやっぱり必要なのかなという、そこが足寄高校の一つの魅力にもなっているのかなというようにも考えていますので、当面その小学生、中学生といったところでは塾というのはなかなか難しいのかなというように考えています。

公設民営塾ということになりますと、やはり小学生、中学生の方を対象にすると、やはり公平に扱わなければ、希望される方たちについては公平にやっぱり扱わなければなりませんので、そうするといろいろと何年生からだとかという、そういうこともできるのかもたしれないですけれども、やはり皆さんが来たいという希望があればなるべくそれに沿ってあげなければならないということになると、やはりかなりの規模になる可能性はあるのかなと思います。そうすると、やはり今と同じところでというのはなかなか難しいでしょうし、またそれに時間、高校と小中学生との時間の配分だとか、そういったものもなかなかやっぱり厳しいのかなというように思っていますし、それから通学というか、通塾の足をどうするのかだとか、そういったことなどもありますし、なかなか難しい問題がいっぱいあるのかなというように思っています。そういったことなども含めて、小中学生の塾を現状ではあの場所に合わせて開くというのは

やっぱり難しいかなと考えているところがあります。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 10番。

○10番（二川 靖君） 言っていることは十分承知して質問しています。

それで、やっぱり教育の格差というのはやっぱりあってはならない。今、町長もおっしゃいますように、いわゆる今回、前回ですか、議会の中でも今回芽登地区については、新規就農者の方が増えて子供さんの入学が増えたということで、喜ばしいニュースも実は議会の中で報告を受けているところですし、やっぱり町内で通う方はいいのかもしれないけれども、やっぱり地方というか、ちょっと離れたところから来るというのは本当に大変なことだなというふうに、自分自身も感じているのですね。そういった中で、いわゆる教育の格差はだめだということを考えますけれども、いずれにしても将来を考えたときに、これから少子高齢化と先ほどからいろいろ話出ていましたけれども、そういった中で多分10年、20年後というのは足寄町のまちというのは本当に人口がぐっと落ちていくという推定がされていますよね。そういった中で、やっぱりそういった少しでも子供たちが学べる場をつくってあげて、そして学校にも通えるという、平等の下でそういったことを考えれば将来的には、私必要でないのかというふうに思っているのですね。先ほども言ったように、民営塾というのは人が少なくなれば少なくなるほどやっぱり経営が厳しくなっていくということも考えられますので、今一つの塾でいえば中学生がほとんどいないというふうにも聞いていますので、ちょっとこれどうなのか分かりませんが、そういったことでやっぱり厳しい環境で運営をせざるを得ないということもあるので、そこら辺例えば公設塾でなくてもそういった塾に対しての、一方では支援をできるだとかしないだとかということも考えられるのかなというふうに思うのですね。

先ほど言ったような施設のキャパの問題もありますけれども、そういったこともやっぱり将来的にわたって今すぐでなくてもいいですけれども、徐々に検討していったほうがいいのかなと。今の公設塾もいつまで続くというか、支援ができるのかちょっと分かりませんが、そういったことも含めて、やっぱり長期スパン的にやっぱり子供たちの将来のためにお金をかけていってもいいのかなと。

一方では、いろいろ批判はありますけれども、足寄のまちを築いてきたお年寄りや子供たちにばかり金かけるということも一方では言われていますけれども、やっぱり教育長が日頃から言われているように子供は宝ですので、そういったことも将来的にやっぱり考えていけるような考え方をこれからつくってほしいということを考えますので、そこら辺ちょっと、もう一度ちょっとお聞かせ願いたいなというふうに思っています。

○議長（吉田敏男君） 答弁、教育長。

○教育委員会教育長（藤代和昭君） お答えいたします。

まず大前提なのですが、ちょっとまどろっこい部分もあるのですが、やはり義務教育ですから大前提というのは教育の機会均等、それから全国的な一定水準の確保、そのために地方教育委員会は教育環境の整備だとか、あるいは支援をするということなですよ。したがって、そういう公設民営であろうが公設公営であろうが、そういう塾については非常にデリケートな部分が出てくるということなのです。特に本町のように通塾というのですかね、距離的に非常に遠いところについてはいろいろな様々な問題プラスそのほかに家庭の事情などもあると思うのですよね。そういうことを大前提に押さえて、現実に実際的に今の足寄の足寄塾があって、公設民営塾で小中学生の塾が可能なのかといたら、これは可能だと思います。現実的には、先ほど言いましたように、今の公設民営塾については、いわゆる足寄高校生に特化

したという形ですよ。ただ、この少子化の状況ですから、これがいつまで続くかというのは、これは誰しも分からない。ただ、推定されるに相当な勢いで子供少なくなっていくですよ。悪い言葉で言うとそれぞれの町村の高校もやはり子供、何というのでしょうか、奪い合うと言ったら言葉語弊がありますがけれども、少ないパイを競い合っているというのが現状なのです。そうすると、仮定の話なのですが、何年か後に例えば足寄高校が1間口になると、それが続くと。さらには、状況下を考えたときに、2間口になる見込みが非常に薄いと、そういう場合については、今塾のほうの押さえでは最大のキャパが120ですから、そして高校生が118行きますから。そして現実的にはもう少し行きたいというのも調整図っているのですよね。例えば1、2年生だとかは週に2回だとか、あるいは3年生の難関大学に行く子供だったら週3回だとか何だとか、そういう調整を図っているのですよ。そうすると、仮に小中、一気に小学生まで行かないとしても中学生と高校生が合わせてキャパが今のような人数になったときについては、これは民営の営業努力として可能だろうし、その部分については公設の町もどうのこうのと、何というのかな、対応に関わっていく部分でないのかなと、基本的に私はそう思っています。どちらにせよ、そういうことなのですが、今の現実の問題として、今の状況ではまだ。だけれども、それが恒常的になるとは今の現段階では言えない。そういう場合もあり得るということですね。当然これは町長の施策とも関連しますし、議会の承認も得なければならないことなので、教育のフィールドにすると、今現在私の段階ではそういうこともあり得るということで捉えておりますし、実際に、先ほども述べましたけれども、そういうわざわざ遠い帯広まで行って中学生が一生懸命塾で勉強しているという声も私も仄聞しておりますし、そんなことで御理解願えればなと思っております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 10番。

○10番（二川 靖君） 言われていることは十分分かっているのです。それでやっぱり目の前でなくて、やっぱり将来的な人口減少だとかいろいろな子供たちが減ってきたとか、いろいろなことを考えて今から想定をしながらちょっとそういったものを考えていってほしい、今から。たまたま今回足寄高校の話になりますけれども、足寄高校でもこれだけ2間口を確保できて、聞くとところによると、やっぱり難関の大学にも挑戦してきている生徒もいるし、ましてや去年野球部本当にすばらしい活躍をされてやっぱり監督が町のほうから送られて監督が代わって、優秀な成績を残していると。今年度についても、いわゆるそのことがあって、足寄高校に入学してくるという生徒さんもお聞きしているので、非常にすばらしいことだと思っております。そういったことも含めて、小中の中でそういった子を育てて、やっぱり足寄高校に行ってもらいたいということも考えておりますので、将来に向けてそういったビジョンをつくっていただきたいということで、この点については終わらせていただきたいというふうに思っています。

足寄高校のまた再度話になるのですけれども、やっぱり2間口を確保していくのが将来的には難しくなるのかなということなのですけれども、学習面はもう本当にいろいろ高校の先生方も含めて頑張ってもらっていますし、町のほうも教育委員会のほうも提携をいろいろしながら、足寄高校の振興会やら存続させる会とタイアップしながらいろいろやっているというのは承知しておりますし、もっと言えば何かもうちょっと一工夫できるような、例えば今野球部がそうなのですが、一生懸命頑張っていると。昔は剣道だとかスケートだとか、いろいろなスポーツを通じて足寄高校も文武両道ということで、かなり多くの方々がいろいろな世界で今活躍されているということでありまして、そ

ういったことを考えれば、もうちょっと足寄高校が選ばれる学校ということと言われるような何かいい方策がないのかと。私自身もちょっと今自分で妙案があるのかといえなかなか妙案もないという中で、やっぱり2間口存続に向けて選ばれる学校づくりというのはもうちょっと教育長、選ばれる学校づくりというのはどういうものなのか、ちょっと教えていただけたらありがたいというふうに思っています。

○議長（吉田敏男君） 答弁、教育長。

○教育委員会教育長（藤代和昭君） お答えをいたします。

選ばれし学校ということなのですが、そのための具体的な妙案ありません。特効策ありません。いろいろ考えているのですけれども、それぞれの。私はやはり地に足をつけて2間口確保に向けては、やっぱり足寄高校への実効性のある支援策ですね。保護者が見ても、これ本当に実になる支援策だなと。それともう一つは、やっぱり部活動や進路なども含めてですけれども、教育活動の充実、これが両輪だと思っているのです。とりわけ部活動の実績だとか、去年の野球のように、あるいは難関大学への合格実績、これは起爆剤になる。ニュース性もありますしね、起爆剤になる。現に今年の野球もそんなことで今のところ9人ですかね、9人が町内外も含めて入部してくるということなので、そういうことで、なかなか目に見えた実の実るような特効策みたいのはないのですけれども、やはりそここのところは地に足をつけて、やっぱり振興会等とも連携しながら、何といたっても教育委員会がかすがい役となって関係者や関係機関、さらには団体等と効果的な2間口確保に向けた連携策を引き続き模索していきたいなと、そんなふうに考えておりますので、御理解をよろしく願いいたします。

○議長（吉田敏男君） 10番。

○10番（二川 靖君） 今の答弁、分かったとは言いませんけれども、やっぱり自分たちも努力しなければいけないということも議員

としてありますので、やっぱり小学校、中学校、高校というのはやっぱり地元に根差したものであることを目指しながら、町民一体となっていくかなければいけないなというも思っているところであります。

続きまして、最後になりますけれども、小中一貫でございます。

それで、なぜ中高一貫にしなかったのだと言われますけれども、たまたま小中一貫というのは全国的に今120何か所の学校があるということと言われてまして、123だったかな、去年ですね。それで、たまたま札幌で小中一貫校3校つくりたいということでこの間北海道新聞に載っておりました。それで、私の言いたいのは、学校を合理化すれだとか、そういったことではないのですよね。たまたまこれも先ほどと同じように、将来的に子供たちが少なくなってきた、児童生徒が少なくなってきたときを考えて、将来的にどうしていくのかということも考えていかないとしないのかなと。今回一般質問するに当たっていろいろ調べさせてもらったら、実はメリットよりデメリットのほうがすごい多いということが分かりました。それで、いわゆる札幌も2023年度までに何校かやって、26年までに3校やるということで、多分これ全国でやられているのだろうというふうに思うのですけれども、デメリットが少なくなった時点でも考えていいのかなというふうに思うのですけれども、教育長の答弁ではやらないということと言われてますけれども、たまたま足寄町も小学校の校舎、結構もう古くなってきて体育館は新しいと。耐震の関係でいろいろ設備投資含めてやっているのかなというふうに思っていますし、足寄中学校についてもまだ新しく建ったということで、ちょっと私のほうも何年たったかというのをちょっと承知してませんので、そこら辺ちょっと教えていただけないでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、教育次長。

○教育次長（沼田 聡君） お答えをいたします。

校舎と屋体に分けての説明のほうがよろしいですか。

まず足寄小学校のほうでございますが、本校舎につきましては昭和53年、西校舎のほう平成22年、屋体、体育館のほうですけども、平成21年。

僻地のほういきますけれども、大誉地小学校のほう校舎のほうは昭和48年、屋体のほう昭和49年。芽登小学校でございますけれども、校舎のほうは昭和45年、屋体のほう昭和58年。螺湾小学校につきましては、校舎のほう昭和45年、屋体のほう昭和46年と。

足寄中学校につきましては、先ほど議員さんが仰せのとおり、校舎は新しくなりましたので平成24年、屋体のほうも平成23年ということになります。

そして、大規模改修のほうも順次進めてきておりますけれども、足寄小学校のほうは平成29年、螺湾小学校のほう平成28年、芽登小学校は令和元年と、小学校では最後残りましたけれども、大誉地小学校については新年度、令和3年度のほうで予算計上をさせていただくという予定になっております。

耐震改修につきましては、全てが平成21年で終了しているということでございます。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 10番。

○10番（二川 靖君） 改修工事はそれぞれ行ってきているのかなというふうに思っていますけれども、これ耐震工事を含めた補修工事というのですか、改修工事というのですか、やられているのかなというふうに思っていますけれども、いずれにしても足寄のまちの小学校も昭和53年ということでもかなり古くなってきていると。例えば大誉地だとか芽登だとか螺湾については、もう昭和45年代、45年と48年と言われておりましたので、そこら辺もやっぱり最終的には児童の数によってはやっぱり建て替えをするのか、どうするのかと考えたときに、本当に子供たち通うのは大変かもしれませんけれども、やっ

ぱりそういったことで統合でないですね、小中一貫にしたほうが逆にやりやすいのかなという発想なのですよ。本当に今、先ほども言ったようにデメリットのほうが多いですけども、これは全国的にこういった学校ができて、ではそのデメリットを解消していくということでいろいろやっていく中で、多分デメリットのほうは少なくなっていくのかなと。いわゆる教育の中の精神的なものとかいろいろ発達性の面的なものはなかなか、これを読んでいたら解消できないのかなというふうに思っていますけれども、やっぱり将来的に向かつてはやっぱりそういったことも町のビジョンとしてどうしていくのかということも考えていかなければいけないのかなというふうに思っています。

それで、先ほどの一般質問の中でも、田利議員がされたように、未就学児童、6歳以下がまだ300人いるというさっき報告もありましたので、例えば今300人を単純に割ったら50人ずつぐらい小学校に上がってくるのかなと単純に考えたらですね。先ほどちょっと聞いてそういうことも考えていたのですけれども、それにしても、いずれにしても、20年、30年先本当にどんなになっていくのか、そういった心配もありますので、これは検討というよりそういったこともあるということで、この先どうするのか。さらには、では小中一貫でなくて、中高一貫ということも考えさせられていくのかなということで考えてますので、そこら辺についてちょっと町長の考え方というか、施策としての考え方があればちょっとお聞かせ願いたいというふうに思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） 小中一貫校というのはあまり私もきちんと考えているわけではございません。ただ、小学校、今足寄小学校を含めて全部で4校ございますけれども、足寄小学校は一応市街地にあるので一定の子供さんたちがいらっしゃるのですけれども、ほかの学校でいきますとなかなか子供さんたちが

少なくなってきた、学習をみんなでするといった部分の環境としてはどうなのかなというのはいちよつとございます。

ただ、やはりみんなが一緒に足寄小学校にだとかということになると、やっぱり通学の時間だとか、本当に小学1年生からバスに乗って1時間近くもバスに揺られて学校に来て、帰りもまた1時間ぐらひかけて帰るだということをお考えすると、やはりなかなか統廃合だとかそういった部分というのはやっぱり難しいのだろうなというように思っています。

ですから、そういった意味で、今それぞれの学校大規模改修、議会の皆さんにも御理解いただいて多額のお金をかけながら大規模改修させていただいておりますけれども、一応令和3年度大嘗地で一応大規模改修、一定程度終わるのかなと思っておりますけれども、この後学校を、小学校を10年、15年まだ使える、そういった施設にしたいなということも含めて考えながら、古い校舎ではありませんけれども大規模改修をしてきたということで、古い校舎を少しでも改修をしながら、それから維持管理をきちんとしながら、長い間寿命を長寿化命化というか、させながら使っていきたいなと考えているところであります。

それはやはり子供さんたちが少なくなってきた、集団でみんなで学習するだとか遊ぶだとか、部活みたいなことをやったりだとか、そういった部分ではかなり厳しくなる可能性もありますけれども、しかしながらやっぱりなるべく通学時間そんなにかけないで、それぞれの学校に来ていただいて勉強していただくということが必要なのかなというように、それがどれぐらひまでできるのかどうなのかなというのはいちよつと分かりませんが、まだそれにしてもいずにしてもまだ10年、15年、今の校舎をきちんと使いながらやっていきたいなというように考えているところであります。

そういったことで、一貫校ということで教育長のほうからもお話ございましたけれど

も、やはり建て替えの時期だとかそういったものを見ながら、そういったものも必要なのかなということにはなるのかもしれませんが、今段階ではそういうところには至っていないかなと。どちらかといえば、そうなるかと統廃合の話になってしまうのかもしれないのですが、それについてもこれまた教育委員会のほうで考えなければならない部分なのかもしれませんが、今段階ではそういうことではないのかなというように思っています。

最近新規就農者の方たちが少しずつ増えてきて、地域的な格差もありますけれども、芽登などは子供さんたちが増えてきている。それから農家の後継者の方が帰ってきたりだとか、そういったこともあって子供さんがまた増えるだとかということも多少やっぱりありますので、そういった部分では今後も今の体制を当面は引き続きやっていくという、そういう形になるのかなと考えているところであります。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 10番。

○10番（二川 靖君） 言っていることは本当に初めから理解しているのですね。それで、私が言いたいのは統廃合だとかそういうことは全く考えてないのです。統廃合をするような現実ではないなというふうに思っていますし、この間も勝毎ですか、学校の統廃合、いわゆる相次ぐ閉校という新聞記事も載ってまして、足寄も2001年に中学校が統廃合されてきているということも知っておりますし、昔はもう本当に田舎の隅々まで小学校があったり、中学校があったり、かなりの町内でも学校が廃校になって潰れてきているということも自分自身承知していますし、本当にここからもう50キロ離れた雌阿寒の麓に小学校があったりだとか、そういうことも聞いていますので、統廃合を求めるのではなくて、将来的に児童が減ったときにどうしていくのかということをお考えしていただくほうがいいかなと。たまたま今回臨時議会

の中でも足寄高校の塾の支援だとかいろいろ出てきましたし、今回町長の行政報告並びに教育長の教育行政報告ですか、の中でもそういった様々な支援について触れられていて、いや、いいな、いいけれどもここからはやっぱり教育について、また考えていかなければいけないなということでちょっと感じましたので、今回一般質問させていただいたということでありまして、今後は先生方も今頑張っているという状況もありますし、さらに先ほども言ったように、教育については難しい部分があるいろいろな出てくるのかなというふうに思っていますし、この働き方改革の中で先生たちもなかなか部活動に関われなかったり、小学校等々でも少年団ですか、に関われなくなっていたり、いろいろやっぱり厳しい状況があるというふうに考えてますし、そこに全部が全部関わっていったら本当に先生体幾つあっても足りないというのも承知していますし、そういうところでやっぱり町としてできること何かないのかなと。そして将来的に今からビジョンをつくっていく中で、ぶち当たったときに、ではどうしていくのかというふうに考えていただきたいということがありましたので、今回一般質問をさせていただいたということでは、教育長にはちょっと踏み込んだ答弁をさせてしまったのかなというふうに思っていますけれども、いずれにしても足寄の将来のために町としても頑張っていていただきたいということを申し上げて、私の一般質問を終わりたいなというふうに思っています。

○議長（吉田敏男君） よろしいですね。

これにて、10番二川 靖君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

2時40分まで休憩といたします。

休憩中に議会運営委員会の開催をお願いをいたします。

午後 2時22分 休憩

午後 2時40分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を

再開をいたします。

◎ 散会の議決

○議長（吉田敏男君） お諮りをいたします。

本日は、これで散会したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれで散会することに決定をいたしました。

◎ 散会宣告

○議長（吉田敏男君） 本日は、これで散会をいたします。

次回の会議は、3月17日午前10時より開会をいたします。

大変御苦労さまでございます。

午後 2時40分 散会

令和3年第1回足寄町議会定例会会議録

上記のてん末を記載し、その相違なきことを認めここに署名する。

足 寄 町 議 会 議 長

足 寄 町 議 会 議 員

足 寄 町 議 会 議 員